

アンケート対象の弁護団

近年再審無罪が確定した事件

【日弁連支援事件】

- ① 足利事件（1990年5月12日，2010年3月26日無罪判決）
- ② 布川事件（1967年8月28日，2011年5月24日無罪判決）
- ③ 東京電力女性社員殺害事件（1997年3月8日，2012年11月7日無罪判決）
- ④ 東住吉事件（1995年7月22日，2016年8月10日無罪判決）
- ⑤ 松橋事件（1985年1月6日，2019年3月28日無罪判決）

【支援外事件】

- ⑥ ロシア人おとり捜査事件（1997年11月14日）
- ⑦ 大阪市強姦虚偽証言事件（2004年11月ほか）

現在係属中の主な再審事件

【日弁連支援事件】

- ⑧ 名張事件（1961年3月28日）
- ⑨ 袴田事件（1966年6月30日）
- ⑩ マルヨ無線事件（1966年12月5日）
- ⑪ 大崎事件（1979年10月12日）
- ⑫ 日野町事件（1984年12月28日）
- ⑬ 福井女子中学生殺人事件（1986年3月19日）
- ⑭ 鶴見事件（1988年6月20日）
- ⑮ 恵庭殺人事件（2000年3月16日）
- ⑯ 姫路郵便局強盗事件（2001年6月19日）
- ⑰ 豊川事件（2002年7月28日）
- ⑱ 小石川事件（2002年8月1日）
- ⑲ 湖東事件（2003年5月22日）
- ⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件（2008年10月1日）

【支援外事件】

- ㉑ 三鷹事件（1949年7月15日）
- ㉒ 菊池事件（1951年8月1日，1952年7月7日）
- ㉓ 狭山事件（1963年5月1日）
- ㉔ 飯塚事件（1992年2月20日）
- ㉕ 北陵クリニック事件（2000年2月2日ほか）

あるべき再審法改正に向けた弁護士アンケート
回答票

問2 再審請求権者について

(1) 現行法において、再審請求権者は、「検察官、有罪の言渡を受けた者、有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人、有罪の言渡を受けた者が死亡し又は心神喪失の状態にある場合にはその配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹」と定められています（刑事訴訟法 439 条 1 項）。再審請求を行うに当たり、この規定との関係で、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

⑤ 松橋事件

有罪の確定判決を受けた宮田浩喜氏は、高齢で認知症が進行していたため、再審請求の前に成年後見人が選任され、成年後見人が法定代理人として再審請求人になった。そして宮田氏が病気で亡くなった時のことも考えて、再審請求審において、宮田氏の長男も併せて請求人になったが、即時抗告審の途中で宮田氏より先に長男が亡くなり、長男の再審請求は請求人の死亡により終了した。その後、宮田氏は、即時抗告審、特別抗告審、再審公判と存命であったが、万が一、再審請求の途中で宮田氏が死亡してしまった場合は、承継の規定がなく、再審請求は終了してしまっただけで、再審開始決定が出る前の状態に戻るため、弁護士らは常に大きな不安を抱えていた。

⑧ 名張事件

再審請求権者がいない場合もある。再審請求権者がいたとしても、自分の名前を出したくないとか関り合いを持ちたくない等の理由で、請求人になれない場合もある。元被告人の身内は、犯罪者の身内の者として世間の冷たい目に曝されてきているのが一般的であり、本件も例外ではない。

⑨ 袴田事件

有罪の言渡を受けた者本人が、拘禁されている場合、精神に変調をきたし、弁護士との意思疎通が困難になると、再審請求が棄却された場合に、再度の申立てが困難になるおそれがある。本件についても、第一次再審の途中から、弁護士との意思疎通が困難になった。本件においては、成年後見申立てを行って、保佐人が選任されたため、第2次再審請求を行うことができたが、一度は請求が却下されている。

被拘禁者については、本人が精神科医との面会も拒んだ場合に、強制的に精神科医の診察を行わせることができる規定がないため、後見用の診断書の提出や家裁による精神鑑定にも困難が生ずる。

⑫ 日野町事件

第1次再審請求即時抗告審係属中に請求人（事件本人）が死亡したことにより手続終了となり、事件本人の配偶者及び子らが請求人となり第2次再審請求の申立てをすることとなった。事件係属中に請求人が死亡した場合、手続の受継ができないとの問題がある。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

現時点において、不都合を感じることはない。ただし、一般論としては、限定することで再審請求の可能性を狭めてしまうのではないかと考える。

⑭ 鶴見事件

請求人は現在84歳と高齢であり、請求人の妻も同様であり、子がない。そのため、請求人が亡くなった後は、再審請求をする者が事実上いなくなる。雪冤の機会が奪われることとなる。

⑯ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

心身喪失の状況になかったとしても、知的障害、精神障害等のために有罪の言渡しを受けた者が再審請求の申立てができない場合があり得る。

⑰ 三鷹事件

三鷹事件の第1次再審請求は、1967年1月に本人の死亡によって請求審の途中で終了した。その後2011年の第2次再審請求まで時間が経過した理由の一つには、再審請求権者が限定されていることがあげられる。現在の請求権者も高齢で大きな病気を抱え、万が一の場合、再審請求が途絶えることが心配される。

⑱ 菊池事件

菊池事件においては、事件本人は死刑が執行され、再審請求権を行使できない状況にある。そして、その遺族も、国が作出・助長したハンセン病に対する根深い差別と偏見によって再審請求を行うことができない状況にある。したがって、再審請求により事件本人の被害を救済できる者は検察官のみであるにもかかわらず、検察官は再審請求権限の行使を拒否している。

⑳ 飯塚事件

（当事件ではないが）有罪の言渡しを受けた者が死刑に処せられ、遺族が差別・偏見を恐れて再審請求できない場合や、遺族がないというケース（前者が菊池事件、後者が福岡事件）において、再審請求ができない。

(2) 元被告人の死後に再審請求をしようとした場合に、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

⑧ 名張事件

上記(1)と同様の問題がある。本件では、高齢(89歳)の妹が請求人となっており、同人の後の再審請求は困難である。

⑪ 大崎事件

第1次再審請求中に、元被告人の1人(原口アヤ子氏からみて甥にあたる者で死体遺棄の共犯者とされた。)が自死した。結果的には、甥の母が請求を承継し、再審開始決定を得たが、即時抗告審係属中に甥の母も亡くなり、甥の再審請求は途絶えた。その後、兄弟姉妹がいたはずであるが、再審請求の意欲を引き出せず、甥の再審請求は途絶えたままである。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

死後に関わらず、本人の心身の健康が害された状態も同様の問題があると考ええる。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

請求人の家族との連絡が全く絶たれており(息子と娘が1人ずついるが)、請求人が死亡した場合、一旦再審請求が棄却されればそれ以上の手続進行ができず、請求人の名誉回復の機会が永久に奪われる。

㉑ 三鷹事件

上記(1)と同様の問題がある。

㉒ 菊池事件

上記(1)と同じ。

㉔ 飯塚事件

上記のとおり。再審請求により再び世間から注目を浴びる結果となってしまうことに対する遺族の精神的負担のケア。

(3) 再審請求権者の規定に、公益的請求人(公益的立場から再審請求を行う権限者(例:日弁連会長や各弁護士会長など))を追加することが必要だと思いますか。

また、公益的請求人としてふさわしいと考える主体(人又は機関)を記載してください。

① 足利事件

足利事件では必要となる場面はなかったが、現行の請求権者の範囲では請求できない場合もあることも想定すれば、日弁連の審査を前提に、日弁連会長の名で申し立てることができるような規定が必要かと思う。

② 布川事件

日弁連の推薦する公的弁護人とするしかないのではないか。

再審開始決定が確定し再審公判に移行した場合、弁護人は弁護士たるべきであろうから、日弁連の推薦する弁護士がよろしいかと思う。

③ 東京電力女性社員殺害事件

公益的請求人を必要とする事件があることは事実である。

もっとも、①弁護士会の会長が、刑訴法上、公益的な立場から再審の申立てをすることに関する判断を行うことは、これまでの再審支援における判断（個別の弁護士の活動を支援するか否かの判断）と類似してはいるものの、レベルを異にしており、証拠等の判断もこれまで以上に慎重さが求められ、会内の意見の集約にも相当程度困難が伴うのではないか、②再審請求を行うことが本人の意思に反する場合や、遺族との関係で摩擦を生じさせる場合もあり得るのではないかなどといった問題も考えられるので、慎重な検討が必要である。

④ 東住吉事件

有罪の言渡しを受けた者が死亡等した場合、配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹が存在しなければ、それで再審請求手続が終了してしまう。しかし、そのような場合でも、本人の名誉回復等のために再審請求を行うべき場合は存在すると思われる（もっとも、再審請求を行うことが本人の意思に反する場合や、遺族との関係で摩擦を生じさせる場合もあり得るので、何らかの要件設定は必要と思われる）。

主体としては、弁護士会（日弁連又は単位会）の会長が適切と思われる。

⑤ 松橋事件

例に記載されているとおり必要。

⑧ 名張事件

本人が承継人を指定することを認めるべきだ。指定先に制限はないように。

⑨ 袴田事件

日弁連会長，確定判決の一審管轄地の単位会会長，再審請求審管轄地の単位会会長。

⑩ マルヨ無線事件

理由：今後本人の状況によっては、公益的請求人が必要になる可能性がある。

主体：各弁護士会会長

⑪ 大崎事件

誤判は正さなければならないので、公益的請求人制度があればよい。

⑫ 日野町事件

当弁護団としての経験はないが、死亡等により事件本人による再審請求が不可能となった場合で、現行法の規定による再審請求権を有する者による申立ても困難であるが、えん罪救済の観点から再審請求を行うべきケースは存在し得る。かかる場合に検察官による再審請求は事実上期待し難いから、現行法の再審請求権者の規定に加えて、本人が指定する者による再審請求を可能とする法改正が行われることが望ましい。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

公益的見地から、必要であると考ええる。

⑭ 鶴見事件

請求人に承継人の指定を認めるべき。

日弁連会長、各単位会弁護士会会長も請求人として認めるべき。

⑮ 恵庭殺人事件

この規定がないために、再審請求人とその親族が死亡した場合、えん罪である可能性が高い事件について再審請求をすることができなくなるという不合理が生ずる。

日弁連会長は、当然請求人としてふさわしいが、それ以外にも、請求人が生前に指定した親族も請求人とされてよい。

⑯ 豊川事件

理屈立ては難しいとは思いますが、費用負担の点等を考えると検討に値すると考える。

⑰ 小石川事件

本人が承継人を指定することを認めるべきだ。指定先に制限はないように。

⑱ 湖東事件

福岡事件の例などをみると、本人や親族だけでなく、第三者であっても請求人となれるような制度が必要であると考ええる。

公益的請求人としては、各弁護士会会長とするのも一案であろうが、確定判決を検証し再審請求をする権限を有する公的機関を設置することも検討されて良いと思う。いずれの場合であっても、公金で賄われるような制度設計がなされるべきだと思う。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

上記(2)のとおりであり、請求人の名誉回復が必要である。再審請求の主体としては、各弁護士会が妥当と考えるが、現在、再審請求等に対して非常に批判的な意見の会員もいるところ、請求について非常に厳しい条件を課すことを提案される可

能性があることを危惧している。

⑳ 三鷹事件

本人が承継人を指定することを認めるべきだ。指定先に制限はないように。日弁連、各弁護士会の人権委員会、各自治体の専門機関などにも幅広く認めるべきである。

㉑ 菊池事件

現行法においては公益の代表者として検察官が再審請求権者に挙げられているが、菊池事件においては、えん罪であることが明らかであり、かつ、「特別法廷」という憲法違反の手続で審理が行われたにもかかわらず、検察官は再審請求権限を行使しようとしな。公益的立場から再審請求をなし得る権限者を追加することが必要不可欠である。

㉒ 飯塚事件

日弁連会長，各単位会会長。

㉓ 北陵クリニック事件

本件では請求人に関する点が問題になっていないため不要としたが、公益的請求人の追加や、裁判所に対する請求人指定の手続の創設は反対するものでない。

(4) 検察官に対して、再審請求を義務付ける法改正が必要だと思いますか。

また、検察官に対して義務付ける際に、考えられる法改正や制度設計（要件や義務を果たさない場合のサンクション等）について、御意見がありましたら記載してください。

① 足利事件

現在でも検察官申立てによる再審開始が複数あることからすれば（道交法の人違い事件など）、誤判であることを覚知した検察官に再審申立てを法的に義務付けるのも難しいことではないと思う。

② 布川事件

検察官の客観義務から義務付けが必要と考える。

検察審査会のようなシステムも検討が必要と思料する。

③ 東京電力女性社員殺害事件

要件設定が困難であるし、誰がその要件該当性を判断するのかの問題もある。また、検察官が熱心に訴訟追行を行う保障もなく、実効性に乏しいと思われる。

④ 東住吉事件

要件設定が困難であるし、誰がその要件該当性を判断するのかの問題もある。また、検察官が熱心に訴訟追行を行う保障もなく、実効性に乏しいと思われる。

⑤ 松橋事件

検察官が当該事件で真犯人を発見し、当該被告人が無罪と認識した場合には義務付けが必要である（氷見事件のケースを想定して。）。

⑧ 名張事件

検察官が当該事件で真犯人を発見し、当該被告人が無罪と認識した場合には義務付けが必要である（氷見事件のケースを想定して。）。

しかしながら、一方で、検察官が新証拠を発見した際にも再審請求を義務付けるべきだという意見もあるが、これは手抜き請求により新証拠をつぶす危険もあり、留意が必要である。

⑩ マルヨ無線事件

必要。捜査機関のみがえん罪の事実を認識している事態が想定できるから。

⑪ 大崎事件

誤判は正さなければならず、まさしく検察官の「公益性」が妥当する場面である。

現状では、相続人がいなければ、若しくは意欲がなければ死後再審ができない状態にある。

⑫ 日野町事件

利益再審のみを認める無辜の救済手続である再審制度において、公益の代表者である検察官が再審請求事由を発見した場合は、当然に無辜の救済を求めるべき立場にあると考えられるから、再審請求を義務付けることが制度の趣旨からして相当であると考えられる。積極的な運用ないし実効性は期待し難いかもしれないが、再審請求手続において検察官が有罪の追及者であってはならないとの位置づけを明確にする意義がある。（弁護団の多数意見）

⑬ 福井女子中学生殺人事件

必要と考えるが、期待はできない。

やはり、弁護人（弁護士）が関わるのが重要だと思うし、むしろ、検察官よりも、第三者機関のほうがよい。

⑮ 恵庭殺人事件

検察官に再審請求を義務付ける規定を設けても、その実効性は乏しいし、かえって弊害も生じ得る（おざなりな再審請求をして新証拠を潰してしまうなど）。そうであるなら、むしろ再審請求権者から検察官を外し、上記（3）記載の公益的請求

人の規定を新設する方が、えん罪の救済上適切に機能すると思われる。

⑰ 豊川事件

いかなる場合に義務とするのか、その法的構成が難しいのではないかと思う。また、形式的な再審請求に終わってしまい、新証拠を浪費される危険性を感じる。

⑱ 小石川事件

検察官が当該事件で真犯人を発見し、当該被告人が無罪と認識した場合には義務付けが必要である（氷見事件のケースを想定して。）。

⑲ 湖東事件

不必要。検察官にえん罪の発見を期待するのは無理である。

公益の代表者である検察官に対しては、再審事由があることを把握した場合には、再審請求をすることを義務付けるべきである。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

本件では、火源が別の部屋であり、その部屋で何らかの原因で火が出たことを主張している。仮に、この部屋の主が「私が放火しました」と名乗り出たとすれば、検察官はそれを精査し、その者が犯人だという心証を得たとき、その者を起訴すると同時に、請求人への再審請求をすべきであろう。

㉑ 三鷹事件

検察官が当該事件で真犯人を発見し、当該被告人が無罪と認識した場合には義務付けが必要である（氷見事件のケースを想定して。）。

㉒ 菊池事件

えん罪であることが明らかになったり、憲法違反の審理によって有罪判決が確定したりというような重大な瑕疵がある場合等、一定の要件を満たす場合には、検察官に再審請求を義務付けることが必要である。検察官が当該義務を果さない場合に備えて、検察官以外にも公益的立場から再審請求をなし得る権限者を規定すべきである。

㉔ 飯塚事件

検察官に再審請求を義務付ける制度は必要である。

なお、検察審査会のような制度（強制再審請求→国選弁護士）も検討されてよいのではないかと思料する（国選弁護士は日弁連又は各単位会の推薦等、再審請求に精通した弁護士が選任される仕組みも必要である。）。

㉕ 北陵クリニック事件

現状を前提とすれば、義務付けの意味がない。

上記以外の弁護団は不必要であるとの意見。実効性がない等の理由。

(5) 再審請求中に請求人が死亡した場合について、手続上の不都合な事態が生じたり、受継の可否等について問題を感じたりしたことがありますか。

⑤ 松橋事件

上記(1)に記載したとおり。受継制度を設けるべきである。

有罪の確定判決を受けた宮田浩喜氏は、高齢で認知症が進行していたため、再審請求の前に成年後見人が選任され、成年後見人が法定代理人として再審請求人になった。そして宮田氏が病気で亡くなったときのことも考えて、再審請求審において、宮田氏の長男も併せて請求人になったが、即時抗告審の途中で宮田氏より先に長男が亡くなり、長男の再審請求は請求人の死亡により終了した。その後、宮田氏は、即時抗告審、特別抗告審、再審公判と存命であったが、万が一、再審請求の途中で宮田氏が死亡してしまった場合は、承継の規定がなく、再審請求は終了してしまっており、再審開始決定が出る前の状態に戻るため、弁護人らは常に大きな不安を抱えていた。

⑧ 名張事件

本件では第9次請求審(名古屋高裁刑事1部)が、職権で除籍謄本を取り寄せ、「本件再審請求の手続は、2015年10月4日請求人の死亡により終了した。」との決定で終了させた。このため手続終了までの再審請求手続(再審請求書、新証拠の提出等)は無駄になり、弁護人は請求人の実妹を請求人として、一から(再審請求書、第9次で提出した新証拠の提出等)第10次再審請求手続を行わざるを得なかった。このような手続的・時間的無駄を生じさせないため、受継制度を設けるべき(なお、特に再審開始決定が出された後に検察官による異議申立がなされ、上級審で審理されている最中に請求人が死亡した場合を想定すると、受継制度の創設は必須である。)

⑨ 袴田事件

受継の可否について、問題を感じたことがある。

本件については、請求人、本人が共に高齢のため、受継が可能かどうか疑問を感じている。

⑪ 大崎事件

相続人等の承継人が再審に向けた意欲がない場合、再審請求ができない。

費用、時間の負担やそれ以外でも諦観(あきらめ)や、もうそっとしておいてほしいという心情などの問題もある。

⑫ 日野町事件

上記 (1) 記載のとおり

⑬ 福井女子中学生殺人事件

現時点では、感じないが、一般論としては不都合が生じるとされる。

⑭ 鶴見事件

請求人が高齢のため、手続途中で亡くなった場合に、手続終了となってしまう。請求人の承継者の指定と併せて、受継の手続を創設すべき。

⑰ 豊川事件

現時点で体験していないため特に感じていない。

⑲ 湖東事件

再審請求中に本人が死亡した場合、他の再審請求権者が再審請求手続を承継できる旨の規定を設けるべきである。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

別件であるが、再審請求中（抗告審係属中）に請求人が死刑の執行を受けたケースを受任していたが（いわゆるオウム事件7月26日執行）、死刑に問われるような事件は、請求権を有する親族が再審請求することでの社会的偏見等を恐れて、請求人死亡による却下後には何ら手続が取られない場合が多いものと思われ、この件はそのようなケースであった。これは問題であろう。

㉑ 三鷹事件

上記 (1) に記載したとおり。受継制度を設けるべきである。

問3 裁判所の管轄について

(1) 再審請求を行うときに、管轄裁判所・係属部・審級について、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

⑧ 名張事件

本件は第一審無罪であり、控訴審名古屋高裁刑事1部の死刑判決が確定判決となったため、再審請求の第1審（請求審）は名古屋高裁刑事1部となる。第7次再審請求審（名古屋高裁刑事1部）は再審開始、死刑執行停止決定を下したが、異議審（名古屋高裁刑事2部）が上記請求審決定を取り消した。高裁が出した決定を同じレベルの他の高裁が取り消すという判断は問題があるのではないか。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

管轄裁判所，係属部によって，判断に差異があると考える。

⑰ 豊川事件

裁判官が決められてしまうため，結果が予測できてしまうという欠点は感じている。ただ，これを改善するとなると，請求人の弁護人が裁判官を選択できるという結果となり，これを正当化する理屈が難しい問題であると思う。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

当職は，東京においても1人の弁護人とともに最高裁段階で国選弁護人として本件を受任した。大阪地裁での申立ては正直に言えばかなり負担感が大きかった。また，別件（長野3人強殺事件）でも再審請求をしている（2次抗告審）が，これも控訴審で国選として受任した事件であるが，長野で申立てをしなければならず，負担感が大きかった。しかも，長野は刑事部が1か部しかなく，当初申立ての際は，原裁判一審を担当した裁判官がまだ長野にいた。

(2) 原判決をした裁判所とは，別の管轄に属する裁判所を選択できるようにする法改正が必要だと思いますか。

② 布川事件

必要。再審事件に多く見られるが，再審請求人の高齢化など一身上の都合を重視すべき事情が考えられるので選択できる余地を認めた方がよいと思料する。

⑤ 松橋事件

必要。事実認定が中心となるので，第一審を選択可能とするべきである。特に最高裁が確定判決の時に不都合が生じる。

⑧ 名張事件

事実認定が中心となるので，第一審を選択可能とするべきである。土地管轄についても選択可能とするべきである。（とにかく本アンケート回答時の名古屋高裁はひどい。

⑩ マルヨ無線事件

必要。

⑪ 大崎事件

大阪や東京で，再審の専門部ができるとして，地元の管轄と選択できるようになれば，現状の憂いがある「再審格差（地元がいわゆるやる気のない裁判体でしかも刑事部が1部しかない場合等）」に無辜の救済に資するのではないか。

⑫ 日野町事件

再審請求人にとっての手續上の便宜を考慮して、再審請求人の住所地を管轄する裁判所等を選択できる余地を設ける法改正がなされることが適切である。また、当該事件の第一審判決をした裁判所を選択できるようにすることも検討されるべきである。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

裁判官は違うとはいえ、有罪の判断をした裁判所以外への申立ても可能なほうがよい。

⑮ 恵庭殺人事件

土地管轄を異にする裁判所に再審請求したいと考えることは、多くはないと思われるが、ある地裁の裁判体が余りにも硬直化した見解を譲らない場合、隣接の裁判所に再審請求する途を確保しておきたい。もっとも、実務上不都合を生じているのは、再審請求が確定判決をした裁判体に配点されることであるが、これは、法律上の問題ではなく裁判所内部の事務分配を改正し、「再審請求事件は、他の雑事件とは別立てで、各裁判体に順点する」ようにすれば、解決する。

⑰ 豊川事件

裁判所の選択が可能であれば、それはそれで望ましい方向であると思う。

⑱ 小石川事件

事実認定が中心となるので、第一審を選択可能とするべきである。特に最高裁が確定判決の時に不都合が生じる。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

上記(1)に記載したとおり、小規模庁などでは、第一審を担当した裁判官が再審請求の担当となる可能性が高いから。

㉑ 三鷹事件

事実認定が中心となるので、第一審を選択可能とするべきである。特に最高裁が確定判決の時に不都合が生じる。

㉒ 飯塚事件

小規模庁の場合、確定審と再審（請求審・公判）で同じ裁判官が審理を担当する場合が想定されるから。これは明らかに「公平な裁判所」（憲法 37 条 1 項）とはいえない。判例では、確定審は再審の「前審」ではないから刑法 20 条 7 項にいう「前審」にあたらず、確定審に関与した裁判官も再審請求審の審理手続から除斥されないとされているようであるが（最決昭和 34 年 2 月 19 日参照）、仮に同条で再

審がカバーされないとすればそれはすなわち「法の欠缺」なのであって、立法的解決が是非とも必要である。

(3) 裁判所の管轄に関する法改正や考えられる制度設計について、御意見がありましたら記載してください。

⑤ 松橋事件

上記(2)のとおり。

⑧ 名張事件

再審請求手続においても、請求人側には実質的な三審制が保証されるべきであるから、確定判決裁判所が高裁ないし最高裁であっても、請求審は地裁管轄とすべき。

⑫ 日野町事件

上記(2)のとおり。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

再審を扱う裁判所を別途設ける。

⑭ 鶴見事件

高裁判決や最高裁判決が確定判決の場合には、手続的に問題が生じ得る。この場合でも地裁を請求審の管轄とすることは考慮されるべき。

⑮ 恵庭殺人事件

最高裁が破棄自判有罪の判決をした場合、最高裁を管轄裁判所とすることには問題がある(実質的な三審制が確保できない)。高裁を第一審とする再審請求にも問題がある。すべての事件で、地裁を第一審にすることも検討されるべきである。

⑰ 豊川事件

選択式として場合に、どの裁判所の管轄とするのか、この点は悩ましい問題であると考えている。一つの方向性としては、請求人が収容されている刑務所の所在地を管轄とすることは考えられる。接見等も便宜であるからである。ただ、刑務所は地方に点在しているため、弁護人の確保の点で地方の委員に負担がかかる点が問題となると思われる。

⑱ 小石川事件

上記(2)記載のとおり。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

裁判所の管轄については、一審裁判所とするのは、記録を保管している検察庁の側の裁判所だから、ということだと思われ、なかなかこれを変えることは困難なような気がする。記録の移送の容易化等が図られるべきで、例えば、記録の電子化等とともに検討をしていくことが必要ではないか。

⑳ 三鷹事件

上記(2)のとおり。

㉔ 飯塚事件

再審手続（少なくとも請求審）は、刑事部とは別系列とされるべきである。

さらに、現在のように、裁判所が自らの過去の誤判に謙虚に向き合えない姿勢が続くようであれば、もはや裁判所には再審が期待できないものとして、最高裁から独立した機関（例えばイギリスの刑事事件再審委員会のような第三者機関）によることも検討されるべきである。

問4 裁判官の除斥事由について

(1) 「確定判決の各審級に関与した裁判官」や「再審請求が数次にわたる場合における従前の再審請求に関与した裁判官」などの従前の審級に関与した裁判官が手続に関与した又は関与しそうになったことにより、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

④ 東住吉事件

即時抗告審で、大阪高裁刑事部には確定審で本件に関与した裁判官が多数いたため、大阪高裁長官宛に配点についての意見書を提出した。そうしたところ、配点部（大阪高裁第4刑事部）では、確定審で本件に関与した裁判官を除いた裁判官で合議体が構成され、その後も裁判官構成を変更する際には、その点は配慮された。もっとも、法的な担保がないという問題はある。また、大阪高裁第4部は、原審の執行停止決定を取り消した裁判体であり、それと同一の裁判体が審理することにも疑問があった。

⑧ 名張事件

第7次再審請求の特別抗告審において、第5次再審請求特別抗告審で最高検検事として本件を担当した検察官が最高裁の担当小法廷の判事であったことがあり、弁護人は同判事の回避勧告をしたところ、同判事はすでに回避していたことがあった。

⑫ 日野町事件

第1次再審即時抗告審係属中、裁判長（大阪高裁第5刑事部部総括）定年退官に伴い着任した後任の部総括が確定控訴審判決時の右陪席であった。（弁護団からの

申入れにより係属部の割替えが行われた)

第2次再審請求審係属中(2016.4)裁判長(大津地裁刑事部部総括)の異動による後任の部総括が第1次再審請求に対する棄却決定時の右陪席であった。(弁護団からの申入れにより他の裁判官を裁判長とする裁判体が構成された)

⑬ 福井女子中学生殺人事件

一般論としては、あると思う。一度、判断に加わった裁判官は外れるべきである。

⑰ 豊川事件

特に経験はしていない。ただ、当然回避の措置は取られて然るべきであるとは思いう。

⑲ 湖東事件

特別抗告をした当事者(大阪高等検察庁検事長三浦守)が、最高裁裁判官に任官し、特別抗告が係属している第二小法廷の裁判官となった。

最終的には三浦守裁判官は回避したが、回避するまでに数か月を要した。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

上記3(1)記載のとおり。

㉔ 飯塚事件

確定第1審で死刑判決に関与した(第12回~50回公判に左陪席として立会い、主任裁判官として判決を起案し、判決書に名を連ねている)裁判官の1人が、即時抗告審の最後の打合せ期日(事前に提出した弁護人総括書面について弁護人が要旨を陳述し、裁判長が抗告審の打合せを終えることが宣言された期日)に、担当裁判官として関わっていた。同期日の開始から終了に至るまでの間に、裁判長から裁判体構成変更の説明は一切されず、当該裁判官からの自己紹介もなかった。

(2) 裁判官の除斥事由の拡大に関する法改正や考えられる制度設計について、御意見がありましたら記載してください。

② 布川事件

当然と思料する。

③ 東京電力女性社員殺害事件

「確定判決の各審級に関与した裁判官」や「再審請求が数次にわたる場合における従前の再審請求に関与した裁判官」などの従前の審級に関与した裁判官が手続に関与できないよう、除斥事由を整備する必要がある。

④ 東住吉事件

「確定判決の各審級に関与した裁判官」や「再審請求が数次にわたる場合における従前の再審請求に関与した裁判官」などの従前の審級に関与した裁判官が手続に関与できないよう、除斥事由を整備する必要がある。また、刑の執行停止決定について、再審開始決定とは独立して不服申立てができるという判例の立場を前提とすれば、裁判の公正担保のために、刑の執行停止決定に対する抗告事件を審理する裁判体と再審開始決定に対する抗告事件を審理する裁判体は別々にすべきである。

⑤ 松橋事件

通常審及び再審手続に裁判官（最高裁調査官を含む）ないし検察官として関与した者は除斥する旨の制度にすべき。

⑦ 大阪市強姦虚偽証言事件

刑訴法 20 条 7 号に実質的にあたるものを除外する必要がある。

⑧ 名張事件

通常審及び再審手続に裁判官（最高裁調査官を含む）ないし検察官として関与した者は除斥する旨の制度にすべき。

⑪ 大崎事件

確定審に関与した裁判官と、再審請求が数次にわたる場合の前の請求に関与した裁判官は、予断があるため、関与するべきではない。

⑫ 日野町事件

確定判決ないしそれまでの通常審における審理や、複数次にわたる再審請求において前次の決定ないしそれまでの審理に関与した裁判官は、再審請求手続の審理から当然に除斥される旨の法改正が必要である。

⑭ 鶴見事件

あまりに偏頗で予断偏見に満ちた裁判官の場合、除斥または忌避ができるようにすべき。

⑮ 恵庭殺人事件

前問記載のようなケースは、裁判官の除斥事由に当たるとする規定を新設すべきである。

なお、最高裁判所の場合、検察官出身の裁判官が検察官として当該事件の捜査・公判に当たった場合や、それを監督する立場にあった場合も、除斥事由に当たるとするべきである。

⑰ 豊川事件

数次にわたる再審請求の場合には、従前の請求の審理に関与した裁判官は排除されるべきことは当然である。

⑱ 小石川事件

通常審及び再審手続に裁判官（最高裁調査官を含む）ないし検察官として関与した者は除斥する旨の制度にすべき。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

確定審に関わった裁判官は除斥されるべきである。

㉑ 三鷹事件

通常審及び再審手続に裁判官（最高裁調査官を含む）ないし検察官として関与した者は除斥する旨の制度にすべき。

㉒ 飯塚事件

確定審に関わった裁判官は全員排斥されるべきである。

㉓ 北陵クリニック事件

証拠状態の変化があるとはいえ、有罪の確定判決（上訴審を含む）や前の再審請求審に関与した裁判官は除籍されるべきである。

問5 再審段階における国選弁護制度について

(1) 再審請求段階において国選弁護制度を創設することや考えられる制度設計について、御意見がありましたら記載してください。

① 足利事件

日弁連で支援を受けた足利事件や、著名な事件で大きな支援団体があるような事件は別として、経済的な理由で再審を躊躇せざるを得ない場合もあるのだから、国選弁護制度は必要と考える。ただし、再審請求もある程度専門的な知識が必要であることに鑑みれば、弁護士会で一定の知見を積んだ弁護士を登録し、そこから選任する必要性があると思う。

② 布川事件

請求時においては考えうる。

しかし実際には請求前の段階の弁護人の助力が必要である。この点を考えると従来の裁判所が弁護人に選任命令を与えるという仕組みでは制度維持は困難であろう。

裁判所の選任手続をせずしての国選弁護という新たに仕組みを作らないと機能

しないのではないかと思料する。再審申立てのため膨大な準備行為を与えると裁判所の選任は考えられないように思われる。

③ 東京電力女性社員殺害事件

再審弁護活動は手弁当で行われているため、国選弁護制度が創設され、その費用が国から支給されることとなれば、それは望ましいといえる。ただし、どのような事件にも選任するのか、どの段階で選任するのか、再審弁護活動の担い手となる弁護士がいるのかなど、費用はどうするのか（特に鑑定費用等の実費）など、解決すべき課題も多い。

④ 東住吉事件

再審弁護活動は手弁当で行われているため、国選弁護制度が創設され、その費用が国から支給されることとなれば、それは望ましいといえる。ただし、どのような事件にも選任するのか、どの段階で選任するのか、再審弁護活動の担い手となる弁護士がいるのかなど、費用はどうするのか（特に鑑定費用等の実費）など、解決すべき課題も多い。

⑤ 松橋事件

実現すべきである。再審を求める人の多くはお金がないので、弁護権が保障されない。その要件について検討が必要である。

⑧ 名張事件

実現すべきである。再審を求める人の多くはお金がないので、弁護権が保障されない。ドイツでは準備段階でも国選が認められている。日弁連としてはその要件を調べるべきである。

⑨ 袴田事件

再審請求段階においても国選弁護制度を創設すべきである。

ただし、下記の点がクリアされない限り、形式的に制度を創設しても意味がない。

- ・相当程度の人数について複数選任を認めること。
- ・無報酬の私選弁護人が受任しても、解任されないこと。
- ・私的鑑定費用を国選弁護費用として支出すること。

⑩ マルヨ無線事件

国選弁護制度を創設すべき。

国選弁護制度の創設までの間、重大再審事件は援助事件の対象とすべき。

⑪ 大崎事件

誤判は正さなければならないので、たまたま再審請求を行う弁護人と出会えた人だけが救済されるべきではないという意味で、基本的には創設すべきと考える。

しかし、本人の希望のみで利用できるとした場合、濫訴を引き起こす可能性がある。一定の重大事件に限る要件を考慮してはどうか。

⑫ 日野町事件

国選弁護制度の創設は必要であると考えるが、その場合、十分な報酬の裏付けを伴う制度でなければならない。また、少人数での取組みは困難であることにも配慮されるべきである（国選と私選の併存を認める制度設計（ないし運用）も視野に入れるべきではないか）。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

再審請求人の立場からすれば、必要と思う。
一方で、労力を考えると、国選でどこまで支払われるのかという問題も残る。

⑭ 鶴見事件

日弁連支援事件でも、事件委員の実費しか援助されない。
再審請求についても、国選弁護制度を作るべき。
ただし、全ての再審請求事件に国選弁護を認めることは現実的ではない。
要件や範囲については、海外の制度を調査して参考にすべき。

⑮ 恵庭殺人事件

再審請求事件について国選弁護制度を設けることは望ましいことではあるが、それを担うべき人材が足りない。国選弁護人制度の新設は、弁護士会における人材育成のための研修制度の確立とセットで考えるべきことである。

⑯ 豊川事件

国選弁護人制度ができるのであれば、それは望ましいことではあると思う。ただし、現況の法テラスが関与するとなれば、充実した費用支弁が期待できるのか疑問である。そうであれば、冒頭の設問にある、公的立場の者による再審請求を認めるという方向の方がベターではないかと思う。

⑰ 小石川事件

実現すべきである。再審を求める人の多くはお金がないので、弁護権が保障されない。その要件について検討が必要である。

⑱ 湖東事件

是非とも創設すべきである。
再現実験や専門家の意見書にかかる費用について、国選弁護費用として支出されるのであれば、再審によるえん罪救済の道が大きく広がると思われる。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

再審請求で最もきついのは、「どこからもお金が出ない」ことがまず第一に上げられるので、国選弁護制度があれば、非常に助かるだろう。ただし、再審請求にも国選制度があるという点、我も我もの再審請求となる可能性があり、一定の重大犯罪などに限るのか、現在の日弁連の審査的な（といっても、当職は未だに本件について日弁連の支援が得られていないことに憤りを感じている）事前の証拠審査のような制度を入れるか、何らかのしぼりが必要であろう。

㉑ 三鷹事件

実現すべきである。再審を求める人の多くはお金がないので、弁護権が保障されない。その要件について検討が必要である。

㉒ 飯塚事件

再審事件は、弁護士（弁護団）の手弁当で行われているケースが多く、国選弁護人の制度を導入することで弁護士（弁護団）の負担は軽減されると思われる。ただし、その要件等については慎重な検討を要する。

㉓ 北陵クリニック事件

再審請求をするための国選弁護をどう構築するかという問題が残るが、少なくとも、必要的弁護事件については、再審請求後の国選弁護を認めるべきである。

(2) 死刑事件における再審請求を必要的弁護事件とする法改正や考えられる制度設計について、御意見がありましたら、記載してください。

① 足利事件

現行の死刑制度を前提とする限り、必要的弁護事件とすべきであり、それまで過度的に日弁連が支援することも検討すべきである。

② 布川事件

そのとおりと思料する。

③ 東京電力女性社員殺害事件

死刑制度を前提とすれば、死刑に直面している人に対しては、確定死刑判決をあらゆる観点から検証する機会が保障されなければならない、そのためには死刑事件における再審請求を必要的弁護事件とすることは望ましいといえる。ただ、上記(1)と同じような問題がある。

④ 東住吉事件

死刑制度を前提とすれば、死刑に直面している人に対しては、確定死刑判決をあらゆる観点から検証する機会が保障されなければならない、そのためには死刑事件に

おける再審請求を必要的弁護事件とすることは望ましいといえる。ただ、上記(1)と同じような問題がある。

⑤ 松橋事件

死刑事件については必要的弁護事件として国選弁護人を保障すべきだ。当該被告人が再審請求するつもりがあるか否かにかかわらず、判決が確定した後、すぐに国選弁護人をつけて、再審請求について準備、検討する機会が保障されるべき。

⑧ 名張事件

少なくとも死刑事件については必要的弁護事件として国選弁護人を保障すべきだ。アメリカのスーパーデュープロセスの考え方を参考にすることを検討すべきだ。例えば、当該被告人の死刑が確定した場合、当該被告人が再審請求するつもりがあるか否かにかかわらず、すぐに国選弁護人をつけるという対応が検討されるべき。

また、再審請求事件において国選が実現するまでは、日弁連による援助事業を行なうべきだ。被疑者国選が実現できた教訓ではないか。

⑨ 袴田事件

創設すべきではない。

現実的に意思疎通が困難な死刑確定者について、本人が再審請求を行った場合、弁護人の誠実義務との関係で、対応困難な場面が生ずることが容易に考えられるため。

⑩ マルヨ無線事件

必要的弁護事件とすべき。

⑪ 大崎事件

上記(1)と同様である。

⑫ 日野町事件

死刑事件における再審請求については必要的弁護事件とする法改正がなされることが適切である。また、再審請求手続とは別途、死刑事件については全ての証拠を事後的に検証できる制度設計が検討されるべきである。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

よいと思う。

前問の回答とも重なるが、アメリカ等の制度にならい、相応の報酬は必要と考える。

⑭ 鶴見事件

死刑事件については、全件の再審請求事件に国選弁護人をつける制度は十分に考

慮されるべき。

この点も、海外の制度を調査して参考にすべき。

⑮ 恵庭殺人事件

必要であるとは考えるが、制度設計に関する意見までは持ち合わせていない。

⑰ 豊川事件

死刑事件に限定する必要があるのか否か、疑問である。ただし、否定するつもりは無い。

⑱ 小石川事件

少なくとも死刑事件については必要的弁護事件として国選弁護人を保障すべきだ。アメリカのスーパーデュープロセスの考え方を参考にすることを検討すべきだ。例えば、当該被告人の死刑が確定した場合、当該被告人が再審請求するつもりがあるか否かにかかわらず、すぐに国選弁護人をつけるという対応が検討されるべき。

また、再審請求事件において国選が実現するまでは、日弁連による援助事業を行なうべきだ。被疑者国選が実現できた教訓ではないか。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

死刑については、再審請求を必要的弁護事件とし、国選弁護制度を入れるべきと考える。ただし、現在、本件は15人体制で弁護団を組んでおり、大阪の弁護人たちの接見等によって請求人の精神状態の安定が図られているし、様々な資料獲得も円滑に進んでいる（例えば、東京で証拠開示を受けても、大阪まで謄写に行かなければならない）。弁護人の人数や所属弁護士会（裁判所の場所等）の検討が必要であろうと思われるし、請求人が、かつての弁護人との信頼関係があるからこそ再審請求をすと思われ、「国選弁護人選任に偶然性を」と裁判所から言われる可能性があることに危惧感を持つ。

㉑ 三鷹事件

少なくとも死刑事件については必要的弁護事件として国選弁護人を保障すべきだ。アメリカのスーパーデュープロセスの考え方を参考にすることを検討すべきだ。例えば、当該被告人の死刑が確定した場合、当該被告人が再審請求するつもりがあるか否かにかかわらず、すぐに国選弁護人をつけるという対応が検討されるべき。また、再審請求事件において国選が実現するまでは、日弁連による援助事業を行うべきだ。被疑者国選が実現できた教訓ではないか。

㉒ 飯塚事件

死刑事件における再審請求は、必要的弁護とすべきであり、かつ、死刑執行停止制度を設けるべきである。

問6 再審における接見について

(1) 再審（再審請求準備段階，再審請求手続中，再審公判段階）における元被告人と弁護人・鑑定人等の接見交通・面会に関して，不都合な事態が生じたり，問題を感じたりしたことがありますか。

その内容（特に，接見できなかったことや刑務官による立会，接見場所，接見日時や接見時間の制約など）を具体的に記載してください。

① 足利事件

足利事件では確定後，千葉刑務所での接見であったが，立会いや接見時間以外にも，（少なくとも当時は）接見室が非常に狭く，弁護団が2人以上で接見するのがかなり困難であった。

③ 東京電力女性社員殺害事件

新証拠が開示された直後の接見の際，請求人の「心情の安定」を理由として刑務官の立会いを求められたことがあった。これに対しては，そもそも弁護人接見に刑務官が立会いを行うことは許されず，そのことは仮に請求人の心情が不安定であっても何ら変わりはないこと，本件では客観的に心情が不安定になる事情が認められないことを伝え，立会申入れを撤回させた。

④ 東住吉事件

接見するにあたり，事前に面会申出書の提出を求められたことがある。

また，接見時は，再審請求前はもとより，再審請求後も立会いがあった。

もっとも，請求審で再審開始決定が出されて以降は，立会いはなくなったが，接見時にビデオを見せたことがあり，そのことが刑務所に知られてからは，パソコンの持ち込みが禁止された。

⑧ 名張事件

監獄法改正前は，再審請求中も，常に立会いがついた。

立会いがついたため，請求人が体験した事実を長い間言えないことがあった。

法改正後も，刑務官立会いなしの接見は，弁護人のうちの3人にしか認められなかった。

⑨ 袴田事件

再審請求手続中，本人が面会拒否をしていたため，弁護人の面会が実現できない時期が長期間あった。

また，成年後見の申立てを行った際に，私的鑑定を依頼した医師や裁判所の選任した鑑定人との面会にも困難を生じた。

⑩ マルヨ無線事件

申入れをしなければ立会いがあるという実情が問題であるとする。

⑫ 日野町事件

元被告人と弁護人との接見において、刑務官による立会いが常時なされており、秘密交通が実現されていなかった（2010年以前）。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

受刑中や死刑事案の場合、一般論としては、あると思われる。

⑭ 鶴見事件

無立会いの接見ができている。

⑰ 豊川事件

これまでの接見に際しては、遠隔地であることを除けば、特に不自由さを感じたことはない。ただ、一度だけ、刑務官の立会いがあった（再審申立て前）。

⑱ 小石川事件

再審請求準備段階での被告人との接見で、立会いが付き、時間を制限された。請求後も当初の数期間は、立会いが付き、時間を制限された。ただし、現在は無立会いで行われ、1時間程度の接見を行っている。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

本件について、再審請求をしたにもかかわらず、当初、面会時間を30分とされるなど、時間的な制約を受けることがあった。別件であるが、オウム事件については、最後まで刑務官の立会いが付き、面会時間も、当初は30分、その後1時間等との制限を受けた（最後は時間については1時間超でも認めた）。

㉑ 北陵クリニック事件

北陵クリニック事件では、宮城刑務所と千葉刑務所で弁護人接見の取扱いが異なっており、刑務所の所長裁量により接見時間の長短に違いがあるなどした。千葉刑務所では、接見の都度、接見時間をできるだけ長くするよう強く求め実現させてきたが、逆に言えばそのような交渉をしなければならない状況である。

(2) 再審段階における接見交通に関する法改正や考えられる制度設計について、御意見がありましたら記載してください。

① 足利事件

秘密接見交通権の明記と、接見設備の充実（これは通常審でも同じだが）は必要だと思ふ。

② 布川事件

現在の接見交通権と同様の権利が認められるべきである。

③ 東京電力女性社員殺害事件

通常審と同様、無立会い・無制限の接見交通権が保障されるべきである。

④ 東住吉事件

通常審と同様、無立会い・無制限の接見交通権が保障されるべきである。

⑤ 松橋事件

再審請求の前であっても、再審請求の弁護人になろうとする者に対して、被疑者、被告人と同じく、秘密接見交通権を保障すべきだ。

⑦ 大阪市強姦虚偽証言事件

刑訴法 39 条と同旨の規定を置く。

一般的な秘匿特権とも関連させて把握されるべき。

⑧ 名張事件

被疑者、被告人と同じく、秘密接見交通権を明記すべきだ。

⑨ 袴田事件

死刑確定者について、誰に面会を許可するか、拘置所に裁量がある現行法では、支援者の面会が極めて限定された者にしか認められていないのが現状である。

死刑確定者に対する面会について、自由に面会をする権利を法律上明記する法改正を行うべきである。

また、再審請求のために精神鑑定を行う必要がある場合、精神科医等による面会を立会人・仕切りなしに、時間無制限で、診察のための接見を行うことができる制度を創設すべきである。

⑩ マルヨ無線事件

秘密交通権を明文で保障すべき。

⑫ 日野町事件

秘密接見交通権の保障が法律レベルで明記されるべきである。

⑮ 恵庭殺人事件

被疑者・被告人の場合と同様、秘密交通権の保障を明記するべきである。

⑱ 小石川事件

再審請求の前であっても、再審請求の弁護人になろうとする者に対して、被疑者、被告人と同じく、秘密接見交通権を保障すべきだ。

⑲ 湖東事件

受刑中の再審請求人にとっては、弁護人や鑑定人など裁判に直接に関係する者との面会だけでなく、支援者との面会等が大きな精神的支えとなる。現状では、受刑者が再審の家族ではない支援者らと面会をすることは困難である。再審請求は長期間にわたる戦いになるが、支援者との面会が保障されるなど精神的な支えが確保されないと、受刑者が長期間にわたる再審請求の戦いを続けることは容易ではない。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

再審請求弁護人の接見制限を一切認めないことを、法律上明示することが必要と考える。

㉑ 三鷹事件

再審請求の前であっても、再審請求の弁護人になろうとする者に対して、被疑者、被告人と同じく、秘密接見交通権を保障すべきだ。

㉒ 飯塚事件

再審請求弁護人との接見制限は一切禁止されるべきである。

㉓ 北陵クリニック事件

秘密交通権を明文で保障すべきである。

問7 再審請求手続の審理公開について

(1) 再審請求手続の審理が非公開であるために、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

① 足利事件

ある。公開性がないもとでは、裁判所の理不尽な訴訟指揮を伝えることが難しい。足利事件の請求審では、再鑑定資料は残っているし、それが最大の争点の一つなのに、それでもなぜ再鑑定をしないのかと弁護団は迫っていたのだが、それに対する明確な裁判所の考えは、最後の決定時まで示されなかった。

② 布川事件

不都合ではないが、公開とされることにより関係者への正確な理解が深まると思

われる。

そうしたプラス面はあると思料する。

③ 東京電力女性社員殺害事件

ある。現在の再審請求手続は、実質的には有罪・無罪の実体判断を行う手続となっているにもかかわらず、手続が非公開で行われているため、外部からは何が行われているのかがい知ることができず、密室裁判となっている。

④ 東住吉事件

現在の再審請求手続は、実質的には有罪・無罪の実体判断を行う手続となっているにもかかわらず、手続が非公開で行われているため、外部からは何が行われているのかがい知ることができず、密室裁判となっている。

⑤ 松橋事件

ある。再審請求の審理に長期間かかる理由の一つには、審理が非公開であって、裁判所や検察官が審理を積極的かつ迅速に進行させないことが外部の人に伝わりにくいことがあると思われる。その他、不当な訴訟指揮が行われないようにするためにも公開とすべきである。

⑦ 大阪市強姦虚偽証言事件

手続に対する監視がはたらかない。ただし、公判前も同様の問題がある。

検察官が証拠一覧表の提出を拒絶する行為をおこなった。このような問題は非公開の場合に、より隠蔽される。

⑧ 名張事件

裁判所の不当な訴訟指揮が伝わりにくい。

現状では、三者協議さえ拒絶され続けている。

第5次請求審で、弁護団は三者協議の模様を記者会見で発表し紙面に載った。裁判長は「審理非公開」を理由に記者発表を止めるよう弁護団に注意したが、弁護団は審理非公開は内容の公表まで禁じるものではない、国民の知る権利を保障する意味で公表を続けると反発した。

また、第7次再審請求で証人尋問を行った際も非公開の手続であったため、国民へ内容を知らしめることができなかった。

⑨ 袴田事件

支援者やマスコミが審理の実態を知ることができない。

司法修習生が審理を見ることができない。

⑩ マルヨ無線事件

進行に緊張感がない。

偏頗な訴訟指揮がよりなされやすい。

⑪ 大崎事件

市民の監視にさらされない手続の非公開が、裁判所や検察官の恣意的な対応を生んでいる側面があると思われる。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

国民の目線に晒されないということによる弊害はある。
公開されていれば、もっと、迅速に進めるのではないか。

⑮ 恵庭殺人事件

三者協議や証人尋問において、検察官や裁判官が、公開の法廷におけるより横柄な態度をとり、明らかに不合理な発言を平然とすることがある。

⑰ 豊川事件

非公開自体の問題ではないかもしれないが、三者協議が全く開催されない場合等、その手続上の問題が外部に公表されず、批判に晒されないため、裁判所の恣意的な運用が変わらないという問題はあると思う。

⑱ 小石川事件

再審請求の審理に長期間かかる理由の一つには、審理が非公開であって、裁判所や検察官が審理を積極的かつ迅速に進行させないことが外部の人に伝わりにくいことがあると思われる。その他、不当な訴訟指揮が行われないようにするためにも公開とすべきである。

⑲ 三鷹事件

再審請求の審理に長期間かかる理由の一つには、審理が非公開であって、裁判所や検察官が審理を積極的かつ迅速に進行させないことが外部の人に伝わりにくいことがあると思われる。その他、不当な訴訟指揮が行われないようにするためにも公開とすべきである。

⑳ 狭山事件。

ある。

㉑ 飯塚事件

再審請求審では、重要証人の尋問手続に請求人の出廷は認められなかった。他方、即時抗告審においては、尋問手続の傍聴を事実上許された。しかし、その際にも、申立人に尋問権はないとされ、調書上にも出廷した事実は残さないとされた。

㉒ 北陵クリニック

裁判所が弁護人に対し「裁判所で作成している打合せメモは第三者の目に触れることを想定していない」と述べたことがある。これは審理の経過を外部に公表しないようけん制する発言ともとれるが、裁判所が請求審段階で公判とほとんど変わらない審理を行っている現状に照らしても妥当とは思われない。裁判所が審理の非公開性を強調することは支援者の支援活動にも影響を及ぼすおそれがあり、防御活動を阻害する。

(2) 再審請求手続の公開に関する法改正や考えられる制度設計について、御意見がありましたら記載してください。

① 足利事件

手続は公開を原則とすべきである。

② 布川事件

公開をしない正当な理由がある場合を除き、公開を原則化する法改正が適当と思料する。判断権者は裁判所であろう。

③ 東京電力女性社員殺害事件

三者協議や証人尋問等、重要な手続は公開する必要がある。

④ 東住吉事件

三者協議や証人尋問等、重要な手続は公開する必要がある。

⑤ 松橋事件

公判段階と同じく、証拠調べについて、公開しなければならないようにすべきだ。公開の弁論手続についても規定を設けるべきである。

⑦ 大阪市強姦虚偽証言事件

請求手続が公開されるべきか検討を要する。

非公開手続はいくらでもある。たとえば保釈請求は非公開手続である。再審請求の問題は、実質的に審理内容が重大であるのに、保釈請求などと同じレベルの単なる決定手続（刑訴法 43 条 2 項）の枠組みに乗っていることにある。大きく言えば二つの枠がある。①軽量の審理が非公開でおこなわれる、②重大な審理が公開でおこなわれる。再審請求の場合、非公開であることよりも、重大な審理をやっていることがむしろ問題だと考えられる。つまり、請求手続の軽量化をすべきだというのがスジである。請求手続の公開を強調するのは、重大な審理であるということが暗黙の前提に含まれてくる（あるいはそのように見られる）ので、②に近接し、スジがぶれるおそれがある。

⑧ 名張事件

公判段階と同じく、証拠調べや弁論について、公開しなければならないようにするべきだ。

⑨ 袴田事件

少なくとも証拠調べについては、公開の法廷で行うべきである。

⑩ 大崎事件

通常審における、公開を準用する。

⑭ 鶴見事件

少なくとも、事実取調べ（証人尋問、鑑定人尋問、請求人質問等）、請求人や弁護人の意見陳述等については、公開すべき。

⑮ 恵庭殺人事件

少なくとも証人尋問は公開の法廷で行われるべきである（できれば三者協議も）。

⑰ 豊川事件

再審請求も裁判の一つであるとすれば、公開の法廷で開催されるべきであるし、それにより国民・マスコミの批判の目にさらされ、制度的・運用面での改善が期待できると思われる。

⑱ 小石川事件

公判段階と同じく、証拠調べや弁論について、公開しなければならないようにするべきだ。

⑲ 湖東事件

再審請求手続を裁判所の裁量に任せるのではなく、法定すべきである。そして、期日指定、請求人の主張、立証の手続、証拠開示手続、請求人の立会権等を規定するべきである。

㉑ 三鷹事件

公判段階と同じく、証拠調べについて、公開しなければならないようにするべきだ。

㉓ 狭山事件

原則として公開手続で行われるべきである。

㉔ 飯塚事件

最低限、請求人の関与（期日への出廷等）は権利として認められなければならない。そのうえで、①請求人の意見陳述及び②決定の言渡しは、公開の法廷で行われるべきである。

⑤ 北陵クリニック事件

手続は通常審に準じて公開されるべきである。

(3) 請求人本人の主体的関与（請求人の立会権、口頭による意見陳述、事実取調べの申出と立会など）、請求人の手続保障（適時の記録閲覧謄写、証人に対する質問、取調べの結果に対する意見表明など）の充実の観点から、必要だと思う法改正がありましたら、その内容を具体的に記載してください。

① 足利事件

現在の法制度は、通常審とあまりにも違って、請求人本人の主体的関与が認められてない。通常審と同程度にするかどうか検討の余地はあるが、少なくとも拡大する方向で改正すべきである。

② 布川事件

質問に記載されるような権限を条文化して改正すべきであろう。

③ 東京電力女性社員殺害事件

現行法では、事実取調べを行うか否かは、当事者に請求権はなく、完全に裁判所の裁量に委ねられている。また、請求人には立会権や意見陳述権も認められていない。これでは、請求人に対する手続保障として不十分と思われるので、少なくともそれらは認められるべきである。

④ 東住吉事件

現行法では請求人の立会権や口頭による意見陳述権等が保障されていないため、東住吉事件では、請求人（青木恵子氏）は、陳述書を提出して自らの意見を裁判所に述べるということを行っていた。請求人本人が手続に主体的に関与できるようにするためには、立会権や口頭による意見陳述権を制度的に保障する必要がある。

⑤ 松橋事件

被告人と同等の権限を請求人にも与えるべきだ。

⑦ 大阪市強姦虚偽証言事件

上記（2）と同様、軽量化と切り離せない問題である。議論のスジに影響する。

⑧ 名張事件

被告人と同等の権限を請求人にも与えるべきだ。

⑨ 袴田事件

請求人の立会権は認めるべきである。

⑪ 大崎事件

通常審の手續保障を再審にも準用する。

⑫ 日野町事件

服役中であっても、通常審の被告人と同様に期日に出頭する権利が保障されるべきと考える。

⑭ 鶴見事件

被告人と同等の権利を請求人にも保障すべき。

⑮ 恵庭殺人事件

三者協議及び証人尋問への請求人の出頭権を保障するべきである。
請求人の口頭による意見陳述権を保障するべきである。

⑰ 豊川事件

手續面では、請求人の関与が認められることは望ましいことではあると考える。
ただ、問題の存在はそれよりも裁判所の恣意的運用を規制する法的根拠が無い点にあると思う。

⑱ 小石川事件

被告人と同等の権限を請求人にも与えるべきだ。

⑲ 湖東事件

上記例示は、すべて賛成である。

⑳ 三鷹事件

被告人と同等の権限を請求人にも与えるべきだ。

㉓ 狭山事件

こうした手續が必要である。

㉔ 飯塚事件

上記 (1) (2) のとおり。

㉕ 北陵クリニック事件

少なくとも請求人の立会権は必要である。

問8 同一理由による再審請求の禁止について

(1) 刑事訴訟法 435 条 6 号による再審請求の場合、請求には新証拠が必要であるところ、同法 447 条 2 項により「同一の理由」による再審請求が禁止されており、再審請求を繰り返す事件にとって「同一の理由」の解釈次第では後次の再審で主張が制限される懸念があります。この規定により、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

① 足利事件

足利事件では再鑑定の実施により第1次請求段階で再審開始となったが、仮に再鑑定がなされずに請求棄却が確定したときのことを考えれば、「同一の理由」による再審禁止の解釈を狭く解した場合の不利益がないとはいえない。

③ 東京電力女性社員殺害事件

新証拠の提出によって証拠状態に変動が生じれば、新たな再審請求を行うことは許容されるべきであるが、その点に疑義があるのであれば、その趣旨を明記する法改正が行われる必要がある。

⑧ 名張事件

第7次差戻後特別抗告審で弁護団が新証拠を提出した際、その後最高裁がわずか2週間で決定を出し、決定文でも同新証拠への言及がなかったことがあった。そこで、弁護団は、当該新証拠の新規性は失われていないとして、第8次再審請求で新証拠として提出したところ、裁判所から提出済みの証拠として新規性無しと判断されたことがあった。

⑨ 袴田事件

第2次請求審で、新証拠を含んだ総合評価により、再審請求が認められたが、即時抗告審において、新証拠の明白性が否定されたため、請求審の総合評価では無罪の証拠とされたものが、以前の再審請求審で不合理な理由により明白性を否定されたものであっても、形式的に新規性を否定された。

⑪ 大崎事件

第1次から第3次まですべて法医学鑑定を提出しているので、「同一の事実及び証拠によっては」などとして解釈を適切に狭めなければ、新たな理由（新たな新証拠の獲得）に大変苦慮する。

⑫ 日野町事件

第1次再審が即時抗告審係属中に請求人の死亡により確定判断を経ずに終了したことから、第1次再審で主張していた再審理由を第2次再審においても主張できるのか（第1次再審で提出していた新証拠を第2次再審でも新証拠とすることができるのか）という問題があった（結論としては、第2次再審請求審にも第1次再審時に提出していた新証拠は全て提出し、同請求審の再審開始決定においても新証拠として取り扱われたことから、現在のところ解決している）。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

新証拠の解釈にもよるが、同一の理由であることを禁止する必要はない。

⑮ 恵庭殺人事件

第2次再審において、検察官は、ある再審事由について「それは前回の再審請求で主張したのと同じ理由」であるから不適法である旨主張した。弁護人がそうではない旨主張し、裁判所は検察官の主張を採用しなかったが、検察官がことあるごとに「同一の理由」の主張をし、弁護人がその都度それに対応しなければならないのは、エネルギーの浪費である。

⑰ 豊川事件

頑迷な裁判官しかいない地域においては、上記規定は再度の再審請求の大きな障壁となっていることは事実である。ただ問題なのは、再審請求において、裁判の一つであると裁判官が感じていない点にこそあるものであり、一般の裁判と同様の充実した審理が行われるような法改正こそが急がれるのではないかと思う。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

同一証拠であっても、証拠の見方がおかしい事件もあり、新証拠の必要性自体が不当に解釈される（弁護人請求証拠が採用されない等）場合があるので、「同一の理由」以前の問題であるようにも思える。

㉓ 狭山事件

再審請求の理由中の一部が同一の理由だという理由で、実質判断がなされなかった。

(2) 同一理由による再審請求の禁止に関する法改正について、御意見がありましたら記載してください。

(一例として、刑訴法447条2項の「同一の理由」は、請求人の主張する具体的な事実関係及び証拠関係がともに同一であることを意味するから、その趣旨を明確にするために条文の文言を「同一の事実及び証拠によっては」と改正するなど。)

① 足利事件

具体的な検討はしていないが、例文のような改正も一案であると思う。

② 布川事件

一例に賛成する。

③ 東京電力女性社員殺害事件

新証拠の提出によって証拠状態に変動が生じれば、新たな再審請求を行うことは許容されるべきであるが、その点に疑義があるのであれば、その趣旨を明記する法改正が行われる必要がある。[上地法律事務所 *1]

④ 東住吉事件

新証拠の提出によって証拠状態に変動が生じれば、新たな再審請求を行うことは許容されるべきであるが、その点に疑義があるのであれば、その趣旨を明記する法改正が行われる必要がある。

⑧ 名張事件

証拠の立証趣旨が同じであっても、別の新しいアプローチからの新証拠ができたのであれば、新証拠として認めることを法で明示すべきである。

⑨ 袴田事件

新規性のある証拠に基づいて、再審請求が行われた場合には、確定判決や以前の再審請求において判断済みの証拠を含めた総合判断を行うことを、法律上明記する法改正を行うべきである。

⑫ 日野町事件

刑訴法 447 条 2 項の「同一の理由によっては」を、「同一の事実及び証拠によっては」と改正すべきである。

⑭ 鶴見事件

「同一の理由」の内容を、例のように明記すべき。

⑮ 恵庭殺人事件

設問括弧内で例示されているような明確な規定を新設する必要がある。

⑰ 豊川事件

賛成する。

⑲ 湖東事件

上記提案に賛成である。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

「同一の事実及び証拠」というのは一つの考え方であるが、上記(1)の考えからするとやや狭いようにも思われる。

㉓ 狭山事件

同感である。

㉔ 飯塚事件

上記提案に賛成である。

㉕ 北陵クリニック事件

少なくとも「同一の理由」の文言を「同一の事実及び証拠によっては」とする改正は必要である。ただし、「同一」の文言が実質的同一性を意味するならば結局裁判所の裁量は広いままである。趣旨を明確にするだけでなく、再審請求の可能性を広げる改正が必要と考える。

問9 進行協議（三者協議，打合せなど，裁判所と審理に関する話合いの場をもつことを広く意味する。）について

(1) 進行協議に関して、そもそも進行協議が開催されない場合や進行協議期日で行うことに制限・限界を感じるなど、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

① 足利事件

三者協議は非公開であることから、率直な話ができるという利点もある反面、裁判所や検察官が理不尽なことを言ったり、弁護側の主張に対して返答しなかったりといった態度であっても、そのことが正確に外部に伝わらないという面がある。足利事件でいえば、請求審のとき、なぜ再鑑定を実施しないのか裁判所は三者協議では明確な理由をなんら示さず、最後の決定で示されることとなった。

② 布川事件

請求審第一審では、進行協議は開催されたが、弁護人の求めによるも開催するまで時間を要し、裁判所の意向がなかなか掴めなかったことがあるので、進行協議の義務化への制度設計が必要と思料する。

⑤ 松橋事件

ある。弁論が開かれず、手続が進行協議という形で行われるため、問7(1)に記載したとおり、非公開で行われることによる問題がある。

⑧ 名張事件

第10次再審請求では請求審も異議審も進行協議を拒絶されている。

一例をあげれば、弁護団は証拠物の閲覧謄写（測定）の許可を求めているが、検察官は測定によって証拠物を損傷する恐れがあり不相当という。弁護団は類似の証拠物を用いて予備実験を行い証拠物に変形・損傷を加えない結果を示すために三者協議を求めているが、裁判所は応じようとしなない。三者協議についての裁判所の消極的姿勢は証拠開示命令申立においても同様である。

⑨ 袴田事件

第2次再審について、申立て後、しばらく進行協議が開催されなかった。

裁判所のやる気次第で、長期間塩漬けにされる可能性がある。

⑩ マルヨ無線事件

進行協議でなければ、検察官に対する証拠開示の要請等の実効性があがりにくい。

⑪ 大崎事件

進行協議期日を開くか否か、そして開いても期日間の間隔が空きすぎる場合に不服申立てできない。（第2次再審請求審）

調査官に面談の要請をしても一切応じない。（特別抗告審）

⑫ 日野町事件

第1次即時抗告審において三者協議期日は開催されなかった。

第2次即時抗告審においても、現時点では三者協議期日は開催されておらず、開催の見通しも不明である。期日が開催されない場合、裁判所との間において、問題意識の共通化を図りにくく、手続の見通しを立てにくい。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

一般論として、あると思われる。

⑭ 恵庭殺人事件

第1次再審請求即時抗告審において、弁護人が三者協議の申入れをしたのに対し、「まだ必要性を感じていない。必要を感じたら連絡する」旨明言しながら、その約1週間後に突然棄却決定を送達してきた。

第2次再審請求即時抗告審において、弁護人が補充書の提出を予告し三者協議の申入れもしていたのに、三者協議を全く開くことなく、いきなり決定期日を告知してきた。

⑮ 姫路郵便局強盗事件

即時抗告差戻し以後、進行協議が開催されない。

⑰ 豊川事件

少なくとも進行協議を義務づけるなどの法改正は必要である。

⑱ 小石川事件

弁論が開かれず、手続が進行協議という形で行われるため、問7(1)に記載したとおり、非公開で行われることによる問題がある。

⑲ 湖東事件

即時抗告審において、弁護側が三者協議を開催するよう繰り返し申し入れたにもかかわらず、かなり長い期間、三者協議が開催されなかった。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

本件ではないが、死刑事件について、協議をすることによって、進行を早めてしまい、かえって再審を早く閉じられてしまう危険を感じる場合がある。

㉑ 三鷹事件

弁論が開かれず、手続が進行協議という形で行われるため、問7(1)に記載したとおり、非公開で行われることによる問題がある。

㉓ 狭山事件

第1次、第2次再審請求段階では、三者協議は全く開かれず、第3次請求審で開催されるようになった。

㉔ 飯塚事件

弁護人から期日の開催を求めてようやく実現するというのが実情である。再審請求手続について法的統制がないことは異常であり、その結果、担当裁判官の姿勢による「再審格差」が生じる結果となっている。

㉕ 北陵クリニック事件

即時抗告審の第1回期日は即時抗告から1年10か月経過後に開かれた。その間、裁判所の都合により、弁護人提出書面が長期間検察官に渡っていなかったことが判明した。検察官からの回答書は即時抗告から約3年後に提出された。

(2) 再審請求手続の進行協議に関する法改正や考えられる制度設計について、御意見がありましたら記載してください。

① 足利事件

進行協議の実施を義務的とするだけでなく、原則として公開とすべきことも検討すべきである。

② 布川事件

上記(1)のとおり。

④ 東住吉事件

現行法では、進行協議の手續に関して何の規定もなく、開催するか否かも含めて裁判所の裁量に委ねられている状態にあるので、どのような場合に開催しなければいけないのか、進行協議の期日で何を行うことができるのか、調書に何を記載するのかなどといったことについて、法整備が必要である。

⑧ 名張事件

公判前整理手續は請求権で認められているように、再審請求でも、進行協議請求権のような請求権を設けるべきだ。

⑨ 袴田事件

進行協議期日の請求権を請求人・弁護人に認めるべきである。

⑪ 大崎事件

公判前整理手續の様な手續規定を設けることを考慮しても良いのではないか。

⑫ 日野町事件

請求人が進行協議期日の開催を求めた場合、原則として期日の開催を必要的なものとする法改正が考えられる。

⑭ 鶴見事件

裁判所の裁量によって進行協議期日が設定されており、裁判所の姿勢次第では変わり得る。

請求人に進行協議期日の請求権を保障すべき。

⑮ 恵庭殺人事件

裁判所は、再審請求申立て(即時抗告申立書)を受理した後2か月以内に、必ず三者協議を開催して進行について協議しなければならないこととすること。

再審請求事件の審理計画を決定するについては、必ず三者協議において、双方当事者の意見を聴かなければならないこととすること

イメージとしては、公判前整理手續のようなものを想定している。

⑰ 豊川事件

進行協議そのもののあり方の問題よりも、再審請求をどのように位置づけるのか、この点が重要ではないかと思う。

⑱ 小石川事件

弁論を原則として位置づけるべきと思う。

⑲ 湖東事件

問7(2)にも記載したが、法的根拠のない「進行協議」で審理をすすめるのは相当でない。再審請求があれば、裁判所は、「審尋期日」を開き、この期日において主張立証の整理をするよう法定すべきである。

㉓ 狭山事件

三者協議を義務付けることが重要。

㉔ 飯塚事件

少なくとも証拠開示が問題となる事件については、進行協議（通常審の公判前整理手続のような機能を果たすもの）を必要とするべきである。

(3) 再審請求手続の進行協議において、期日調書（期日メモ等、裁判所が作成する記録を広く含む。）について、そもそも期日調書が作成されない場合や期日調書に記載すべき事項が不十分であるなど、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

① 足利事件

具体的に問題が起きたわけではないが、三者協議は非公開であるから、期日で何が決定したかを後日確かめるのは期日調書以外にはない。期日調書は必ずとり、正確性には十分気を付けなければならないと思う。

② 布川事件

かような期日調書の作成を要請し、作成をさせた。

⑥ ロシア人おとり捜査事件

進行協議期日において確認された（検察側の）書面提出期限について、後日、その期限を二度にわたり延長されるといった事態が生じたが、上記期日の期日調書が作成されておらず、検察による期限の延長・徒過を示す明確な資料（書類）が存在しない状況となってしまったことがあった。

期日後に弁護団として期日調書の作成を要求しなかったからという側面もあるが（以降の進行協議期日では、毎回、期日調書の作成を要求した）、基本的には、期日調書は常に作成されるような規定・運用が望ましい。

⑧ 名張事件

第7次差戻し異議審における三者協議において、裁判所が打合せメモを作成した。

弁護人は不正確である旨述べたが訂正されなかった。公判調書に準じるものとして、正確性の異議申立ができる制度にしてほしい。

⑨ 袴田事件

裁判所から証拠開示の勧告がなされたにもかかわらず、これが記載されなかった。

⑪ 大崎事件

記載内容が、客観的に行われたやりとりと齟齬する時に訂正を申し立てたことがあった。裁判所が応じた場合と応じなかった場合があった（第3次再審請求審）

⑫ 日野町事件

期日における具体的なやり取りが記録化されることが重要であるが、調書では裁判所の発言が省略され、検察官や弁護人が予定を述べる形式で記載されたため、裁判所による指揮の具体的内容が記録上不明確となることがあった。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

一般論として、あると思われる。

⑮ 恵庭殺人事件

弁護人のした重要な申立ての記載が欠落していたことがある。

⑰ 豊川事件

経験が無いと分からない。担当した事件では進行協議が開催されていないため。

⑳ 北陵クリニック事件

裁判体によって調書の作成に対する姿勢が著しく異なる。また、調書は、裁判所のために恣意的に作成されているものと感じる。例えば、ある期日において、裁判所は、「次回の三者協議は今後の方向性を決めるものではない」と述べたのに、調書には記載せず、その後、検察官の答弁書が提出される前に三者協議の開催を求めた上、早々に事実取調べを行う考えがないことを表明した。

問10 証拠調べ等の審理手続規定の整備について

(1) 再審請求手続における証拠調べ等の審理手続規定がないことにより、「証拠調べ請求（証人の採否、検証の採否等）」に関して、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

① 足利事件

足利事件では、請求審段階からDNA型再鑑定が問題となっていた。弁護側は再鑑

定を請求し、当初は裁判所も再鑑定のため資料の保管替えまでしたのである。しかし、それでも請求審では再鑑定が実施されなかった。

これに対して、即時抗告審で実施された再鑑定によって請求人が犯人でないことが明白となって再審が開始され、無罪となった。

再鑑定が請求審段階でなされていたら、請求人の無罪はもっと早く実現できたはずである。

⑧ 名張事件

第10次再審請求において、糊問題や毒物問題の鑑定請求を行い、また、鑑定書については専門家の尋問を含めた事実調べ請求を行っているところであるが、同請求に対して裁判所は一切のリアクションをしない。証拠物閲覧請求も含め、裁判所は、本案に対する決定と同時に証拠調べ請求について却下を行うことがよくあり、弁護団において反論や異議申立てができない状態になっている。

弁護人に証拠調べにおける請求権を認めるべきである。

⑨ 袴田事件

第1次再審においては、弁護団が提出した新証拠について、鑑定人の証人尋問すら行うことなく明白性が否定された。

⑩ 大崎事件

法医学鑑定及び供述心理鑑定を証拠として提出しているのに、鑑定人尋問さえ行われなかった（第2次再審請求審）

⑬ 福井女子中学生殺人事件

ある。規定をつくるべき。

⑭ 鶴見事件

本件については、現時点では、不都合や問題を感じたことはない。

ただし、今後、事実取調べ請求をした場合に、裁判所がどのように判断するか分からない。請求人、弁護人に事実取調べ請求権が保障されるべき。

⑮ 恵庭殺人事件

第2次再審請求審において、弁護人のした重要な証拠調べ請求（検証及び本人尋問）について、裁判所は最後まで態度を明らかにせず、最終的に「必要性なし」として施行しなかった。証拠調べ請求権が明定されていても同様の訴訟指揮はあり得るが、弁護人に請求権がないために、こういう訴訟指揮をすることに関する裁判所の問題意識がきわめて低いように思われる。

⑰ 豊川事件

証拠調べ請求に対して無視されても不服申立ての手続がない。

②③ 狭山事件

第1次、2次再審請求段階では、証拠調べは実施されなかった。

②④ 飯塚事件

遺留品遺棄現場付近での目撃供述の信用性につき、「ダブルタイヤ」であることなど客観的に視認不能であったことを示す心理学者の鑑定書を提出した上で現場検証を求めたが、あっさり「必要性なし」とされた。

②⑤ 北陵クリニック事件

ある。

(2) 再審請求手続における証拠調べ等の審理手続規定がないことにより、「書証の取扱い（検察官の同意の要否や伝聞法則の適用の有無等について）」に関して、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

④ 東住吉事件

再審請求手続には伝聞法則の適用はないはずであるが、東住吉事件では、検察官から異議が述べられた書証については証拠として採用されないことがあった。しかし、その法的根拠は明らかではない。書証の取扱いについても、明確なルールを定めておく必要がある。

⑨ 袴田事件

証拠提出に関して、時期的な制限が認められていないために、最終意見書提出前や、裁判所が許可してしまえば最終意見書提出後であっても、検察官による反証が認められてしまうことになる可能性があることは、極めて問題である。

⑫ 日野町事件

特に具体的な不都合が生じたことはなかったが、第1次再審請求審で、裁判官が弁護人提出の新証拠（再弁号証）について検察官に対し同意・不同意を確認していたことがあった。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

前問同様。

⑰ 豊川事件

上記(1)に尽きる。

- (3) 再審請求手続における証拠調べ等の審理手続規定がないことにより、上記(1)
(2) のほかに不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

⑨ 袴田事件

証拠提出に関して、時期的な制限が認められていないために、最終意見書提出前や、裁判所が許可してしまえば最終意見書提出後であっても、検察官による反証が認められてしまうことになる可能性があることは、極めて問題である。

⑬ 福井女子中学生殺人事件
前問同様。

⑮ 恵庭殺人事件

弁護人が重視している証拠調べについて、平然と「職権発動しない」とすることが多い。

⑰ 豊川事件

あるとは思いますが、体験していないため分からない。

⑲ 狭山事件

第1次、第2次再審請求段階では、証拠調べは実施されなかった。

⑳ 北陵クリニック事件

裁判所が理由も述べず口頭で事実取調べの請求を却下する。

- (4) 再審請求手続における審理手続に関する法改正や考えられる制度設計について、御意見がありましたら記載してください。

① 足利事件

DNA型鑑定のような科学的鑑定にあっては、資料が保存されており鑑定が十分可能なのであれば、再鑑定の保証を規定としても設けるべきではないだろうか。

③ 東京電力女性社員殺害事件

現行法では、当事者に証拠調べ請求権がなく、裁判所の職権発動を促すことができるに過ぎないので、当事者の請求権と裁判所の応答義務を明記することが必要である。

④ 東住吉事件

現行法では、当事者に証拠調べ請求権がなく、裁判所の職権発動を促すことができるに過ぎないので、当事者の請求権と裁判所の応答義務を明記することが必要で

ある。

⑨ 袴田事件

基本的には、検察官による補充捜査を許すべきではない。

仮に、許される場合には、請求人・弁護人が提出した新証拠について、信用性を否定する場合には、必要な証人尋問や鑑定人尋問を行わなければならないという規定を新設すべきである。

また、検察官の反証については、通常事件の公判手続に準じる証拠能力、提出時期の制限を認めるべきである。

補充捜査については、原則禁止した上で、必要があれば、裁判所を通じて、鑑定や証人尋問を行う制度にすべきである。

⑩ マルヨ無線事件

再審請求手続が重くなりすぎ、再審公判が形骸化している。

手続規定を整備し、再審開始決定はより速やかに、再審公判を充実させるようにすべきである。

⑪ 大崎事件

まずは、請求が申し立てられたら、必ず一度は進行協議を開く規定を置く必要がある点、検察官がどの様に手続に関与するか（公益の代表者としての手続の協力者なのか、当事者主義的有罪反論をするのか）について、手続規定を設けることなどが考えられる。具体的な証拠調べ（鑑定人尋問、証人尋問、検証など）に関する手続規定を設ける必要がある。

⑭ 鶴見事件

上記（1）のとおり。

⑮ 恵庭殺人事件

弁護人に証拠調請求権を認める。

少なくとも、証人尋問などの事実取調べは、公開の法廷で行う。

三者協議期日と証人尋問期日には、請求人の出頭権を認める。

請求人の口頭による意見陳述権を認める。

⑰ 豊川事件

通常の審理と同程度の規定は整備するべきである。

⑳ 狭山事件

原則として、証拠調べ手続が行われるよう法改正が必要。

㉑ 飯塚事件

ほぼノールールである結果、「再審格差」が生じていることに鑑み、先ずは通常審並みの具体的な法制度が必要である。

㊸ 北陵クリニック事件

請求審における請求人の証拠調べ請求権と、証拠調べ請求に対する裁判所の応答義務の明記。

問 1 1 証拠開示について

※ 本問の証拠開示については、再審における証拠開示に関する照会（日弁連人1第364号、2015年（平成27年）6月29日付け）で当時の証拠開示に関する詳細なアンケートを行いました。以下では、同照会以降に生じた事情や経験、同照会で回答したが特に重要だと思われる事項について、お答えくださるようお願いいたします。

(1) 再審における証拠開示について、明文の規定がないことにより、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

① 足利事件

足利事件ではDNA型鑑定とともに、捜査段階から公判初期にかけての自白の信用性も争点であった。弁護側は請求審において、自白の信用性を検討するため、足利事件とともに自白したとされる他の2件の不起訴事件の記録の開示を求めたが、検察官は開示せず、裁判所も積極的に勧告するなどはしなかった。

再審公判段階になって、他の2件の不起訴事件の記録と、弁護側も想定していなかった捜査段階の取調べ録音テープが検察官から開示された。いずれも自白の信用性判断において極めて重要な証拠であることが、後日明らかとなった。

② 布川事件

2015年6月29日付でのアンケート回答において述べたとおりである。

当時布川事件は再審公判手続終了しており、証拠開示のことについては詳細を申し上げている。

③ 東京電力女性社員殺害事件

本件では、裁判所の積極的な訴訟指揮によって証拠開示が実現したが、検察官は証拠開示に消極的であったことから、裁判所の姿勢によって証拠開示が実現するかが左右されるという心許ない状況にある。

④ 東住吉事件

請求審では、検察官が証拠開示に抵抗したため、裁判所としても余り踏み込んだ訴訟指揮ができず、若干の証拠開示がなされるにとどまった。明文の規定がないた

めに、証拠開示の手続が円滑に進まないという実情がある。

⑤ 松橋事件

証拠開示について、明文の規定がない現状では、検察官は原則として任意開示に応じず、裁判所による勧告がなされるかどうかについて担当裁判官の当たり外れに大きく左右され、十分な証拠開示が見込めない。

⑧ 名張事件

証拠開示について、裁判所は命令も勧告もせず、全く動こうとしない。裁判所の訴訟指揮権のみを根拠とする現状では、担当裁判官の当たり外れに大きく左右され、十分な証拠開示が見込めない。

⑨ 袴田事件

第1次再審においては、証拠開示がほとんど認められなかったことにより、請求人が確定審の高裁審理において、はくことができず、そのサイズが問題になっていたズボンについて、重要な証拠が隠されたままであった。

また、確定審一審時点における、弁護人と請求人との間の接見内容が録音されたテープという、重要な証拠も第2次再審まで開示されなかった。

⑩ マルヨ無線事件

客観的なものであっても、開示をうけられる証拠に制限がある。

⑪ 大崎事件

証拠開示において検察官が「不存在」や「金輪際存在しない」などと回答することについての担保が何もないこと。

⑫ 日野町事件

前回アンケートにて回答したとおり。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

少なくとも現行制度と同程度の証拠開示は、現時点でも認められるべき。

⑭ 鶴見事件

証拠開示については、検察官が極めて消極的で、裁判所の裁量が大きく、なかなか進まない。

⑮ 恵庭殺人事件

死因に関して、薬物中毒の検査内容について、具体的な検査結果が開示されない。

第2次再審の即時抗告審で、請求審決定の誤りを明らかにするために証拠開示請求をしたにもかかわらず、全く無視して棄却決定を出された。

⑩ 姫路郵便局強盗事件

証拠開示請求をするも全く無視されている状況であるため、別途国家賠償請求訴訟を提起し、捜査機関の証拠の改ざんや隠匿について真相究明と責任追及を行う必要に迫られている。

⑪ 豊川事件

証拠開示を請求したが、事実上黙殺された。

⑫ 小石川事件

証拠開示について、明文の規定がない現状では、検察官は原則として任意開示に応じず、裁判所による勧告がなされるかどうかについて担当裁判官の当たり外れに大きく左右され、十分な証拠開示が見込めない。

⑬ 湖東事件

検察官に対して証拠（とりわけ事件発生から1年以内に捜査機関が収集した証拠や、関係者の供述調書など）の開示を求めたが、検察官は応じなかった。確定審において不同意となった証拠（確定審の弁護人には開示された証拠）の開示にすら応じなかった。

裁判所も、検察官に対して証拠の開示を命じることはなく、確定審の不同意書証についてすら証拠の開示を命令も勧告もしなかった。

⑭ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

今のところ支障が出てはいないが、検察官が開示をしなかった場合に、それに対して不服を申し立てること等ができず、問題があると考ええる。

⑮ 三鷹事件

証拠開示について、明文の規定がない現状では、検察官は原則として任意開示に応じず、裁判所による勧告がなされるかどうかについて担当裁判官の当たり外れに大きく左右され、十分な証拠開示が見込めない。

⑯ 菊池事件

菊池事件においては、「特別法廷」という憲法違反であることが明らかな手続で審理が行われ、死刑判決が確定している。現行法においても、解釈上憲法違反が再審事由に含まれていると解することは十分に可能ではあるが、憲法違反の審理によって確定した判決が是正されるべきことを、再審事由に明記することが必要である。

⑰ 狭山事件

証拠リストが交付されない。証拠開示の勧告・要望が裁判所によりなされなかった証拠が存在する。

④ 飯塚事件

検察官に対して証拠の存否を調査するように促すものの、その結果として「不存在」という回答がなされても、それ以上掘り下げようとしない（もともと存在しないのか、かつては存在したものが消失したのか、消失したとしたらその時期、理由等の説明すら求めない。）

⑤ 北陵クリニック事件

裁判所が、弁護人に対し、進行協議手続の外で、検察官に証拠の任意開示を求めように働きかけた。当該証拠は、弁護人が開示を求めていた証拠のごく一部であり、それだけでは弁護側に有利となるか不利となるかの予測ができないものであった。弁護人は、必要なら裁判所が開示命令・勧告をすべきと考えて、検察官に働きかけずにいた。そうしたところ、裁判所は、即時抗告棄却決定書の中で、進行協議では検察官から任意開示に応ずるとの言明があったわけではないのに、これがあつたかのように記述し、検察官の手持ち証拠として存在しなかったために、開示に至らなかったと弁解めいたことを記した。

(2) 再審における証拠開示に関する法改正や考えられる制度設計について、御意見がありましたら記載してください。

① 足利事件

捜査機関の非開示証拠に請求人にとって有利な証拠があつたことは、これまでの再審事件でも十分明らかになっている。技術的な問題はまだ残っているかもしれないが、原則として全面証拠開示を認めることは、いまや趨勢なのではないか。

② 布川事件

前述同様。死刑，無期懲役のような重大事件で判決確定後一定年数（例えば 10 年）を経ているものについては、全面開示あるいは、少なくとも証拠の標目（立証趣旨を付したもの）を開示しても良いのではないか。これは純粹個人的意見です。

③ 東京電力女性社員殺害事件

本来であれば全面的証拠開示が望ましいが、少なくとも証拠開示の要件、手続について明確なルールが必要である。

④ 東住吉事件

本来であれば全面的証拠開示が望ましいが、少なくとも証拠開示の要件、手続について明確なルールが必要である。

⑤ 松橋事件

全面的証拠開示を認めるべき（通常審も同様にする）。少なくとも、公判前整理手続と同じ範囲では証拠開示を明記するべきだ。

⑧ 名張事件

通常審と異なり、全面的証拠開示を認めるべき。少なくとも、公判前整理手続と同じ範囲では証拠開示を明記するべきだ。

⑨ 袴田事件

警察が収集したすべての証拠資料について、検察官への送致を義務付けるべきである。

その上で、検察官が収集したすべての証拠に弁護人がアクセスする権利を認めるべきである。

⑩ マルヨ無線事件

再審に限らず全面証拠開示にすべき。

⑪ 大崎事件

確定記録はもとより、確定判決当時に存在していた証拠で不同意証拠、未提出証拠（検察官未送致のものも含む）全てを開示させる改正。

裁判所が、検察官に対し「証拠の存否調査命令」を行えることにすること（後に発見されることを防止するため）。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

再審プロパーの問題ではないが、証拠については全て開示すべきである。

⑭ 鶴見事件

少なくとも、公判前整理手続と同様な証拠開示手続が認められるべき。

証拠リストの開示、類型証拠の開示、主張関連証拠の開示は保障されるべき。

⑮ 恵庭殺人事件

手持ち全証拠の開示（ないしリスト開示）が望ましいが、最小限度、「公判前整理手続によれば開示の対象となる証拠」は、検察官に開示の義務を負わせる。裁判所の証拠開示命令権も明定する。

⑯ 姫路郵便局強盗事件

無辜の救済のため、全面的証拠開示を認めるべきであるが、まずは少なくとも、公判前整理手続と同程度の証拠開示制度を認めるべき。

⑰ 豊川事件

請求人や弁護人の証拠開示請求に対して、検察官の応答義務や裁判所の職権発動

を促す等の手続の整備を望んでいる。

⑱ 小石川事件

全面的証拠開示を認めるべき（通常審も同様にする）。少なくとも、公判前整理手続と同じ範囲では証拠開示を明記するべきだ。

⑲ 湖東事件

現在であれば類型証拠開示請求や主張関連証拠開示請求によって開示の対象となる証拠については、再審請求人に証拠開示の請求権を認め、検察官には開示義務を課すべきである。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

再審での証拠開示制度の明文化が必要ではないか。

㉑ 三鷹事件

全面的証拠開示を認めるべき（通常審も同様にする。）。少なくとも、公判前整理手続と同じ範囲では証拠開示を明記するべきだ。

㉒ 菊池事件

憲法違反を再審事由に明記すべきである。

㉓ 狭山事件

全面的証拠開示に近い運用を法制化することが望ましい。

㉔ 飯塚事件

再審における証拠開示についての明文化は必須である。また、存在しているべき証拠が開示されない場合にはペナルティが必要である。

(3) 再審における証拠の標目（リスト）開示に関する法改正や考えられる制度設計について、御意見がありましたら記載してください。

② 布川事件

前同様。リスト開示は最低なされるべきである。

③ 東京電力女性社員殺害事件

弁護人としては、どこにどのような証拠が存在するか把握できないので、証拠開示の前提としてリスト開示も必要である。

④ 東住吉事件

弁護人としては、どこにどのような証拠が存在するか把握できないので、証拠開示の前提としてリスト開示も必要である。

⑤ 松橋事件

証拠の標目（リスト）開示を通常審と同様に認めるべきである。

⑧ 名張事件

全面的証拠開示を認めるべきであるが、少なくとも、公判前整理手続と同程度の警察、検察のすべての手持ち証拠のリスト開示を検察官に義務付けるべきだ。

⑨ 袴田事件

全面証拠開示が認められない場合には、次善の策として、証拠の標目の開示を制度化すべきである。

その際、捜査報告書や写真撮影報告書には、証拠の概要も記載させるべきである。

⑩ マルヨ無線事件

リスト開示も当然するべき。

⑪ 大崎事件

公判前整理手続の証拠一覧表交付に倣い、未提出書証、未提出証拠物などについて、検察官に回答させる様な制度。

当然ながら、その際の個別の証拠の表示は、証拠の内容が推認できる表示がなされる必要がある。

⑫ 日野町事件

警察の捜査過程において収集・作成された証拠のうち、検察官に送致されていないものが再審請求において重要な新証拠となり得る場合があるから、警察段階で収集・作成された証拠がもれなくリストに記載されるようにすることが必要であり、その前提として捜査過程の記録化を法律によって義務付けることが必要である。

⑭ 鶴見事件

上記（2）のとおり。

⑮ 恵庭殺人事件

上記（2）と同旨。

⑯ 姫路郵便局強盗事件

警察を含む捜査機関の保管証拠のリスト開示を義務付けるべき。

⑱ 小石川事件

証拠の標目（リスト）開示を通常審と同様に認めるべきである。

⑱ 湖東事件

現在の証拠リストの開示請求権と同様の権利を再審請求人に認めるべきである。

⑳ 三鷹事件

証拠の標目（リスト）開示を通常審と同様に認めるべきである。

㉓ 狭山事件

法改正がなされるべきである。

㉔ 飯塚事件

そもそも再審段階で証拠にアクセスできないとする理由がないという大前提に立った制度設計が必要である。とりわけ、リスト開示の義務付け規定を設けることは必須である。

㉕ 北陵クリニック事件

証拠開示制度の合理的な運用のための前提として、標目（リスト）の開示が必須である。北陵事件では、検察官はこれすらも応じなかったし、裁判所も勧告しなかった。無辜の救済のための再審制度として、再審請求にともない自動的に標目（リスト）の開示を行う制度を設けるべきである。新証拠と関連性のある証拠を利用する機会を与えるためである。

問 1 2 証拠の保管・保存について

(1) 証拠の保管・保存について、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

① 足利事件

足利事件では、DNA型再鑑定の対象資料となる半袖下着が、再審請求審段階まで、DNAが破壊されないような方法（超低温の冷凍保存）できちんと保管されていなかった。再審請求審段階で弁護側の要求を裁判所が認め、証拠の保管替えがやっとなされたことで、後の再鑑定が可能となった。

② 布川事件

再審公判へ移行する時点で検察官は裁判所に保管中の証拠物 4 点を借り出し検察庁内で確認をしたとの回答があり、これを経て DNA 型鑑定申請をしてきた。

請求審での経過ではないが、検察庁が取扱い物を 1 か月以上保管していたという事実は、証拠物に何らかの加工が施される恐れも考えられ、極めて由々しい出来事

である。証拠物の厳格な管理が要求される。

③ 東京電力女性社員殺害事件

弁護団が DNA 型鑑定に必要な資料と考えていた被害女性のショルダーバッグの DNA 抽出溶液が（検察官の回答では）保存されていなかったという問題があった。

⑧ 名張事件

証拠物の閲覧，謄写を認めないことがある。

具体的には，ぶどう酒の封緘紙に付着している糊成分の分析について，証拠物の謄写により行う際に，証拠物の変形や破損を裁判所が過度に気にして，謄写の際に機械が証拠物に触れる面積や圧力について過度の注文をつけてきた。前述したとおり（問9（1））裁判所が閲覧謄写を許可しない事態が続いている。加えて歯形に対する機械での閲覧謄写請求についても，パウダーを利用したり石膏を使用したりすることに対し過度に拒否反応を示し，許可がなされなかった。

⑨ 袴田事件

古い事件であるため，DNA 型鑑定を想定した保存がなされていなかった。

このため，第1次再審で行われた DNA 型鑑定においては，判定不能に終わった上，第2次再審の即時抗告審においては，検出された DNA 型が，コンタミ等によるものであると判断された。

⑩ マルヨ無線事件

防犯カメラ等の録画物が証拠となる事件が多いが，データが保存された記録媒体は「証拠物」として，確定後早期に廃棄されることが多い。録画媒体等は，記録として保存されるべき。

⑪ 大崎事件

証拠開示において検察官が「不存在」と回答した後に，別の場所から新たな証拠が出てくること。ネガが劣化し，証拠の保存状態が悪かったこと。

⑫ 日野町事件

存在することが記録上明らかな証拠品（被害者の爪）が紛失しており，紛失の経緯も明らかにされていない。

明らかになった捜査の過程に鑑みて絶対に存在しなければならない筈の証拠物や捜査報告書が存在しないとされているが，存否について検証の手段がない

⑬ 福井女子中学生殺人事件

将来の再鑑定等を想定し，残しておくべき。

⑭ 鶴見事件

第1次再審で、裁判所が取り寄せた確定記録を閲覧に行ったところ、検察庁から借りているものだから、検察庁に閲覧申請をするように言われた。

検察庁に閲覧申請したところ、裁判所が管理していると言われ、たらい回しにされた。

⑮ 恵庭殺人事件

第1次再審の特別抗告審で、最高裁に確定記録の閲覧に行ったが、閲覧できなかった。

最高裁からは、「記録は検察庁から借り出しているにすぎないから、閲覧させられない。閲覧の必要があるのであれば、検察庁に申し出るように」と回答された。しかし、検察庁に申し出れば最高裁に一時返戻を求めた上で弁護人に閲覧させるという迂遠・無用な手続をするだけである。これは、全く意味のない手続である上、弁護人の閲覧を事実上困難にさせる（最低限度二度手間になる）。最高裁がこのような対応をすると、これまで異議なく記録を閲覧させていた下級審まで「右へ倣え」する恐れがあり、今後の成り行きが危惧される。

⑯ 姫路郵便局強盗事件

検察庁が、警察から送致された保管証拠を隠匿している可能性がある。

⑰ 豊川事件

証拠開示が一切なされなかったため、分からない。ただし、証拠の廃棄が心配される。

⑱ 小石川事件

鑑定資料となるべき重要な証拠物について還付または廃棄処分してしまったため、再鑑定ができなくなった。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

事件から時間がたっている場合に、開示されるべき証拠が散逸している可能性がある。

㉑ 三鷹事件

証拠物については還付または廃棄処分してしまったため、検察庁に保管されていないものがある。

㉒ 狭山事件

当然存在するはずの証拠が見当という回答が検察官よりなされた。検察官も不見当の理由がわからないと回答。

㉓ 飯塚事件

検察官が不存在・不見当と言い張る（事件から時間が経っていることによる散逸）。不送致証拠について、検察官による県警に対する照会も極めて形式的（単なる取り次ぎ程度のもの）で、保存の有無について検察官が積極的に調査して報告しようとしないうし、そのような検察官の姿勢について、裁判所もただ受け身であった。

特に、真犯人を特定しうる物証（DNA型鑑定資料。被害者の膣内容物が付着した小枝）が処分されてしまっており、再鑑定による無罪の立証ができない（そもそも再審請求では無罪の立証までする必要はないのではあるが）。

⑤ 北陵クリニック事件

鑑定資料の全量消費。確定審段階では「鑑定資料は全量消費した」とされていた。しかし、再審請求審において、検察官は、実はその鑑定資料を基にした「試料」の残渣が存在していたとし、確定審段階でこの試料残渣を用いた鑑定を行っていたと主張して、有罪認定の証拠となった鑑定書とは異なる内容の「試料」の鑑定書を提出した。（もともと、裁判所は上記検察官提出の鑑定書に応答せず、無視した。）

(2) 再審に関する証拠の保管・保存に関する法改正や考えられる制度設計について、御意見がありましたら記載してください。

① 足利事件

DNA資料のように、後に再鑑定が予想される資料については、再鑑定が可能な状態で保存することを明文で規定すべきである。

② 布川事件

証拠物の保管、保存は厳格な取扱いがなされるべきことは当然である。

再鑑定をするにしても、鑑定の前提条件を欠く事態が生起する恐れもあり、厳格な規制が必要と考える。

第三者の専門機関による保管・保存が最も望ましい。そこまでは無理で、検察官に適切な保存を義務付けるにしても、専門家の監督ないし点検が可能な体制を考えるべきである。さらに、請求人、弁護人のアクセスを保障する必要もある。

③ 東京電力女性社員殺害事件

証拠物等、重要な証拠が廃棄・還付等されたりすると、再審請求に支障を来すおそれがあるが、現在は、その保管・保存に関するルールがないため、明確なルールを定めておく必要がある。

④ 東住吉事件

証拠物等、重要な証拠が廃棄・還付等されたりすると、再審請求に支障を来すおそれがあるが、現在は、その保管・保存に関するルールがないため、明確なルールを定めておく必要がある。

⑤ 松橋事件

再審請求予定であるので還付または廃棄をしないように求める権利を再審請求予定者に認めるべきである。

⑦ 大阪市強姦虚偽証言事件

再審以前に証拠保管に関する通則が存在しないことが問題である。更に刑訴法の中に証拠法（証拠能力に関する法）がほとんど存在しないという問題もある。両者は異なるようで通底するところがあり、証拠（エビデンスの取り扱い）に対するおそらくは伝統的な意識の薄さに起因している。

証拠の保管・保存については、確定後の請求によって一定期間保存する法制を必要とする。

所有者の所有権は当然ながら尊重しなければならない。保存期間が延々と長くなることを避けるための有効な方法は迅速かつ包括的な証拠開示と、速やかな決定である。

証拠開示の不足と、重厚すぎる審理によって保管が延びているという因果関係が無視されるべきではない。

⑧ 名張事件

少なくとも有罪の根拠となった証拠物の保管・保存については厳しく義務付けるべきである。再鑑定の可能性がなくなってしまう。DNA 資料冷凍保存に関するアメリカ法を参考にすべきだ。

加えて、証拠の還付に関する問題について、再審請求がされている事件（再審請求準備段階も含む）については還付手続きができないようにするべきである（保全請求権を認めるようにすべき。）。

⑨ 袴田事件

DNA 型鑑定が想定される証拠については、DNA が劣化しないよう、適正な管理を行うべきである。

ただし、すべての事件について、保存することは困難であるため、被告人が同意したことを条件に、事件確定後 10 年程度経た段階での証拠物の廃棄を認めても良い。

⑩ マルヨ無線事件

所在等も明記した一覧表の作成、保管の義務付け等が必要。

⑪ 大崎事件

あるはずの証拠（写真に写っている録音機で録音されたはずのテープなど）が結局証拠開示を経ても開示されなかった。

共犯者の証拠について、明らかに同一事件で必要な証拠であるはずなのに、全く

の個別事件ごとに扱い、あるべき証拠が開示されないこと。

⑫ 日野町事件

警察・検察段階における捜査の過程の記録化を義務づける法改正が必要である。証拠品の保管・保存については、厳格なルールを定め、その実効性を担保するため、罰則を伴う制度とする法改正が必要である。

⑭ 鶴見事件

再審請求があった場合、裁判所は必ず確定記録を取り寄せるようにすべき。また、裁判所が取り寄せた確定記録の閲覧は、裁判所で行うようにすべき。

⑮ 恵庭殺人事件

少なくとも再審段階においては、全証拠が検察官の手許になければならない。検察官が手持ち証拠を探した結果「不見当」「不存在」とされた証拠が、後刻「警察保管の証拠の中から発見された」というような事態は絶対にあってはならない。「再審段階においては、警察保管の全証拠を検察官に送致する」旨の規定を新設する。裁判所が取り寄せた確定記録は、裁判所で閲覧できるようにする。

⑯ 姫路郵便局強盗事件

特に DNA 型鑑定資料について、再鑑定可能となる質量及び環境における保存義務づけ等。

⑰ 豊川事件

私が経験した事件では、検察庁に確認したところ、記録は保管しているとの回答であった。できれば、記録や証拠の保管義務を定めるべきである。

⑱ 小石川事件

弁護人に、再審請求予定であるので還付または廃棄をしないように求める権利を認めるべきである。

⑲ 湖東事件

検察官に対し、長期にわたる証拠の保存を義務付けるべきである。また、科捜研、その他捜査機関の依頼で鑑定を実施した鑑定人に対し、鑑定資料について同様の長期保存を義務付けるべきである。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

再審請求が事件後直ちに行われるようなケースでは、検察官の手持ち証拠を全て保管すべき義務を課すことが考えられる。

㉑ 三鷹事件

弁護人に、再審請求予定であるので還付または廃棄をしないように求める権利を認めるべきである。

②③ 狭山事件

厳格な証拠保管手続を法制化すべきである。

②④ 飯塚事件

確定審で一度でも無罪を争った事件については、検察官手持ち証拠に限らず、捜査によって取得したあらゆる証拠の保管を義務付けるべきである（誰が、どのように、どの程度の期間、という点については検討の余地有り）。

②⑤ 北陵クリニック事件

無辜の救済のための再審制度である以上、再審に関する証拠の保管・保存を義務付けるべきである。

問 1 3 再審における鑑定について

(1) 再審における鑑定について、鑑定の採否、鑑定の評価、鑑定人尋問などに関し、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

① 足利事件

問 10 (1) と同じ。

すなわち、足利事件では、請求審段階から DNA 型再鑑定が問題となっていた。弁護側は再鑑定を請求し、当初は裁判所も再鑑定のため資料の保管替えまでしたのである。しかし、それでも請求審では再鑑定が実施されなかった。これに対して、即時抗告審で実施された再鑑定によって請求人が犯人でないことが明白となって再審が開始され、無罪となった。再鑑定が請求審段階でなされていたら、請求人の無罪はもっと早く実現できたはずである。

② 布川事件

問 12 にかかる件である。

③ 東京電力女性社員殺害事件

裁判所の鑑定ではなく、検察官の私的鑑定であるが、検察官にとって不利な結果が出た途端、新たな証拠物の存在を明らかにして、次々と鑑定を実施したため、審理が遅延したことがあった。

④ 東住吉事件

裁判所の鑑定ではなく、検察官の私的鑑定であるが、不必要な（意味のない）鑑

定書が提出されるとともに、証人尋問が実施され、審理が混乱したことがあった。

⑧ 名張事件

糊に関する破壊を伴う鑑定を、一切認めない。

第10次請求審は、科学的証拠につき専門家（鑑定人）の尋問を採用せず、素人判断で証拠価値を否定した。

⑨ 袴田事件

第2次再審請求審において実施されたDNA型鑑定について、即時抗告審においても、鑑定人尋問が行われた。

その際、鑑定人に対して、不意打ち的な尋問がなされた上、それに関する適正な反論の機会が与えられないまま、請求審におけるDNA型鑑定の信用性が否定された。

⑩ マルヨ無線事件

請求人側の私的鑑定の新証拠に関して、作成者である大隈氏の鑑定人尋問が実施されたものである。裁判所による鑑定の採用はない。

⑪ 大崎事件

やる気のない再審請求審において、鑑定人尋問が採用されず、抗告審において、初めて証拠調べが行われた（第2次再審請求審、即時抗告審）。

検察官が、請求審では行われなかったのに、即時抗告審で初めて行われたことがあった（第3次再審請求審）。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

柔軟な採用がなされるべき。

⑮ 恵庭殺人事件

裁判所の、弁護人提出の鑑定に関する判断があまりにもひどい。特に燃焼について、客観的事実、燃焼科学、エネルギー保存則に反することを平気で述べている。

有罪判断に不都合な部分は、単なる抽象的可能性のみで切り捨てる。

⑰ 豊川事件

経験が無いため分からない。ただ、裁判官の恣意的な運用が懸念される。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

そもそも、鑑定ができない、というのが最も大きな問題である。

本件は、放火事件なので、再現実験等が100万円単位の金がかかるうえ、そのような実験ができる機関が極めて限られている。そのため、そもそも、適切な鑑定をすること自体が困難である。

④ 飯塚事件

鑑定人採否，尋問実施について，消極的過ぎる。

請求人の提出した新証拠によって確定審の判断に何らかの疑問が生じた場合には，鑑定を採用すべきである。

⑤ 北陵クリニック事件

裁判所は科学的・医学的争点について明らかに理解不足であるのに，書面のみで質量分析の専門家や医師の意見書の当否を判断した（結果として科学的に誤った判断をした。）。また，有罪認定の証拠である鑑定書の記載に疑義が生じており（このことは，判決の内容自体から明らかである。），検察官が鑑定結果を支持する客観的証拠を提出できなかったのに，鑑定人の尋問を却下して，鑑定書の信用性に問題がないとした。さらに，確定審における鑑定人の証言とも検察官の主張とも異なる，あるいは整合しない認定をした。

(2) 再審における鑑定に関する法改正や考えられる制度設計について，御意見がありましたら記載してください。

① 足利事件

問 10 (4) と同じ。

すなわち，DNA 型鑑定のような科学的鑑定にあっては，資料が保存されており鑑定が十分可能なのであれば，再鑑定の保証を規定としても設けるべきである。

② 布川事件

問 12 (2) 記載のとおり。とにかく再審請求においては再鑑定がつきものであり，再鑑定が不能な場合の旧証拠の証明力をどう扱うかについての何らかの基準，考え方が必要ではないかと思う。

⑦ 大阪市強姦虚偽証言事件

①決定力を有する証拠であること，②鑑定がなされていないこと（または方法が誤っていること）などを理由に，再審請求という刑訴法特有の概念と独立して実施しうる枠組みが望ましい。その結果自体が刑訴法 435 条 6 号の理由となる。逆に実施以前は，6 号の理由が無い。よって，再審請求の枠組みと切り離して初めて実効的になる。人身保護法の派生形態とみてよい。

⑧ 名張事件

鑑定技術は時と共に向上していくことを考えても，再鑑定の保障が不可欠である。再鑑定の可能性を否定した鑑定は有罪の根拠とならないとする法律が必要だ。

①鑑定資料の保存義務，②弁護人に鑑定資料に対するアクセス権の保障をすべき。

鑑定につき、破壊や汚損の理由のみで裁判所が鑑定を拒否することができないように、弁護人の鑑定請求権を認めるべき。

⑨ 袴田事件

尋問前に争点整理を十分に行い、不意打ち的な尋問を防ぐため、事前に準備できる点については、十分な準備を行わせる制度にすべきである。

また、公正中立な第三者鑑定機関を設けるべきである。

⑩ マルヨ無線事件

死刑事件であるにも関わらず、実質的には弁護人による援助が受けられなかった事実を再審理由として位置付けることが困難。

⑪ 大崎事件

再審請求審で、必要な証拠調べを行う手続規定をおくべき。

検察官の「時機に後れた防御方法」を退ける手続規定など。

⑫ 日野町事件

有罪認定の根拠とされた鑑定の試料は事後的に再鑑定することが可能となるよう、その適切な保管を義務付けることが必要である。

⑭ 鶴見事件

請求人、弁護人に鑑定資料にアクセスする権利、再鑑定の権利を保障すべき。

⑮ 恵庭殺人事件

捜査段階においてはもちろん再審請求段階においても、「鑑定資料の全量消費」があってはならない。捜査官の手許で鑑定資料が全量消費された場合は、その鑑定の証拠能力が失われる旨の規定を新設するべきである。

科学的知見に反する判断はできないように、科学的知見を尊重するようにすべき。

⑰ 豊川事件

経験が無いため分からない。ただ、裁判官の恣意的な運用が懸念される。

⑱ 小石川事件

鑑定技術は時と共に向上していくことを考えても、再鑑定の保障が不可欠である。再鑑定の可能性を否定した鑑定は有罪の根拠とならないとする法律が必要だ。

①鑑定資料の保存義務、②弁護人に鑑定資料に対するアクセス権の保障をすべき。鑑定につき、破壊や汚損の理由のみで裁判所が鑑定を拒否することができないように、弁護人の鑑定請求権を認めるべき。

⑳ 三鷹事件

鑑定技術は時と共に向上していくことを考えても、再鑑定の保障が不可欠である。再鑑定の可能性を否定した鑑定は有罪の根拠とならないとする法律が必要だ。

①鑑定資料の保存義務，②弁護人に鑑定資料に対するアクセス権の保障をすべき。鑑定につき，破壊や汚損の理由のみで裁判所が鑑定を拒否することができないように，弁護人の鑑定請求権を認めるべき。

②③ 狭山事件

原則として鑑定人尋問を実施できるよう法改正すべきである。

②④ 飯塚事件

弁護人側の疎明資料等で旧証拠の証拠価値が揺らぎ，確定判決に疑問が生じるに至れば，裁判所は，積極的に鑑定等を実施するなどして，誤判か否かの検証を行うような制度が望ましい。主張・立証責任を請求人・弁護人に押しつけるような形にして，数次の再審請求の末にようやく再審開始に至るという実態は，余りに理不尽である。

②⑤ 北陵クリニック事件

専門家である鑑定人が行った実験結果について，裁判所がこれと異なる判断を示す場合には，裁判所の素人的判断を許さないために，必ず当該鑑定人や反対鑑定人の事実取調べを行うことを保障する制度。

問 1 4 再審理由について

(1) 刑訴法 435 条 6 号の再審理由の規定について，不都合な事態が生じたり，問題を感じたりしたことがありますか。

④ 東住吉事件

請求審は，自白を弾劾することで再審開始となったが，抗告審では，それだけでは足りず，自然発火の可能性を立証することまでが求められた印象がある。再審開始のハードルが高いと感じる。

⑥ ロシア人おとり捜査事件

当弁護団は，違法なおとり捜査による証拠収集という，訴訟法上の事実を中心的な再審理由（6号）として主張し，地裁においてはこれにつき6号該当性が認められたが，高裁においては，訴訟法上の事実の認定に関する証拠は6号にいう無罪を言い渡すべき明らかな証拠には該当しない，と判断された。

⑧ 名張事件

白鳥・財田川決定の存在があるにもかかわらず，新証拠について総合評価ではな

く孤立評価をして明白性を判断して否定することがあった。

⑨ 袴田事件

第1次再審請求審においては、請求人が無罪であることを示唆する証拠が多数あるが、一つ一つの証拠としては、弱点がある場合に、一つ一つの証拠の明白性を個別に否定されることにより、再審請求が認められなかった。

⑩ マルヨ無線事件

重大な手続違背を含む憲法違反は再審事由に加えるべき。

⑪ 大崎事件

「明白性」の判断の解釈が狭すぎる場合、再審請求人に課される負担が大きい。

⑫ 日野町事件

刑訴法435条6号の「無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」の意義が文言上明確でないこと

⑬ 福井女子中学生殺人事件

明らかな証拠としていることで、再審のハードルを上げすぎていると考える。

⑭ 鶴見事件

本件は第一審判決と控訴審判決で証拠構造が異なっている。

第1次再審で、控訴審判決の証拠構造を弾劾したところ、請求審決定は、控訴審判決の認定に疑問を呈したが、第一審判決の認定に依拠して、請求を棄却した。

弾劾対象が明確に定まっていない。

⑮ 恵庭殺人事件

明白性の判断において、裁判所が、白鳥・財田川決定の判示を無視して、孤立評価説又はこれに近い見解で、新証拠の明白性を順次個別に否定する（特に、第2次再審請求審）

⑰ 豊川事件

できるだけ幅広く認めていただきたい。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

請求人が無罪を証明することを要求するような決定書を出された。無罪推定の原則が、再審請求審では全く通用していない。

㉒ 菊池事件

菊池事件においては、「特別法廷」という憲法違反であることが明らかな手続で審

が行われ、死刑判決が確定している。現行法においても、解釈上憲法違反が再審事由に含まれていると解することは十分に可能ではあるが、憲法違反の審理によって確定した判決が是正されるべきことを、再審事由に明記することが必要である。

②④ 飯塚事件

無罪推定の原則が全く機能していない。

再審請求審では、確定判決の証拠構造上極めて有力な証拠価値を有するとされていたはずの MCT118 型 DNA 鑑定の証拠価値が事実上否定されたにもかかわらず、再審開始に至らなかった。新証拠たる要件が厳格に過ぎる。

②⑤ 北陵クリニック事件

一つの独立した争点である「患者の症状・病態」について、確定判決が認定した筋弛緩剤の薬効（筋弛緩剤中毒）を否定する医師の意見書（新証拠）を提出した。ところが裁判所は、医師が詳細に指摘した症状病態の各論点について、判断を示さず、もう一つの独立した争点「血液から筋弛緩剤成分を検出したとする警察鑑定の信用性」を肯定して、新証拠の医師の意見は警察鑑定を踏まえていないとして退けるといふ、特異な判断手法を示した。誤った「総合評価」というほかない。

(2) 再審理由に関する法改正や考えられる制度設計について、御意見がありましたら記載してください。

（一例として、刑訴法435条6号の「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」を「確定判決の合理性を疑わせる証拠」に改める、憲法違反を再審事由に加えるなど。）

② 布川事件

一例に賛成。

白鳥決定、財田川決定の要旨を取り入れるといいと思う。

「確定判決の合理性を疑わせる」というのは少し粗い感じがする。

「確定判決の事実認定に合理的疑いを抱かせる証拠」というくらいにはすべきであろうし、再審請求審であることを考えると、「確定判決の事実認定に合理的疑いを抱かせ、その事実認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠」（ほぼ白鳥決定）とすべきではないか。この場合、総合評価や「疑わしいときは被告人の利益に」原則は再審にも適用されるとの点は解釈論にならざるをえないか。

③ 東京電力女性社員殺害事件

確定判決を離れて裸の事実認定をするのではなく、確定判決の有罪認定に合理的疑いが生じれば再審を開始するようにすべきである。

④ 東住吉事件

確定判決を離れて裸の事実認定をするのではなく、確定判決の有罪認定に合理的

疑いが生じれば再審を開始するようにすべきである。

⑥ ロシア人おとり捜査事件

上記(1)の指摘とも関連するが、そもそも、現行法の規定であっても、訴訟法上の事実に関する証拠も6号の対象となると判断されるべき(そうでなければ、どんなに違法な捜査をしても、それが確定審の公判で隠し通せれば、後の再審公判では再審理由の対象にならないことになってしまう)であるが、標記例示のような文言に解釈されれば、訴訟法上の事実に関する証拠も6号の対象になることがより明確になると考えられるため、標記例示のような改正には賛成である。

⑦ 大阪市強姦虚偽証言事件

「明らかな」という文言は改めるべきである。沿革論や比較法はさておき、「明らかな」という日本語を自然な文理で読む限りは(つまり多くの裁判官が読むであろう読み方にしたがえば)、請求審段階で合理的疑いが既にあることまで認定しなければならぬだろう。蓋然性の程度がより低いと分かる表現を用いる。

そのまま表現すれば、無罪を言い渡す蓋然性のある証拠などがありうる。

⑧ 名張事件

表現を工夫すべき。白鳥決定の判示部分を明示することが望ましい。

⑨ 袴田事件

無罪推定の原則が再審請求審にも適用されることを法律上明記する。

「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」を「それのみで、または既に取り調べられた他の証拠と総合すると確定判決の認定に疑問を生じさせる証拠」に改める。

憲法違反を再審事由として加える。

⑩ 大崎事件

「無罪を言い渡すべき蓋然性が高い証拠」など。

⑪ 日野町事件

最高裁白鳥決定の趣旨を明文化するため、刑訴法435条6号の文言を「確定判決の合理性を疑わせる証拠」と改正することが必要である。

⑫ 鶴見事件

白鳥・財田川決定の判示を条文に明記する。

再審の審理対象を明確化する。

確定判決の証拠構造や認定の変更は許さない。

確定審の憲法違反を再審事由とすることは賛成。

⑬ 恵庭殺人事件

刑訴法 435 条 6 号の規定を，例示されている文例に改める必要がある。

⑰ 豊川事件

上記(1)と同じ。

⑱ 湖東事件

白鳥決定，財田川決定の内容を条文上も明記すべきである。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

「確定判決の合理性を（強く）疑わせる証拠」という改正無罪となる場合だけでなく，心神耗弱の成立や重大な情状事実についての新証拠でも再審請求を認めるべき。抵抗が大きいのであれば，死刑事件だけはこれを認めるべき。

㉒ 菊池事件

憲法違反の再審事由に明記すべきである。

㉓ 狭山事件

そのとおりである。

㉔ 飯塚事件

上記の例に賛成である。

㉕ 北陵クリニック事件

白鳥決定の趣旨を明文化すべきである。

(3) 刑訴法 435 条 6 号以外の再審理由の規定について，不都合な事態が生じたり，問題を感じたりしたことがありますか。

④ 東住吉事件

東住吉事件では，即時抗告審において，取調官の偽証を新たな再審事由（刑訴法 435 条 2 号）として主張したが，即時抗告審が事後審ということもあって，明示的な判断はなされなかった。

⑧ 名張事件

2 号の虚偽の範囲が狭すぎる。名張事件は王冠の歯痕鑑定につき，確定判決で採用された鑑定の内容が明らかに誤りであったにもかかわらず，結果として再審開始に至らなかった。

⑨ 袴田事件

本件においては、弁護人と請求人との接見を録音するという明白な違法捜査が行われている。

⑩ マルヨ無線事件

実質的には、量刑再審という側面も有するが、量刑再審は認められていない。

⑫ 日野町事件

捜査過程に違法があることが窺われるが、捜査過程の違法性を直接再審理由とする規定が存在しないこと。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

上記（1）と同じ。

⑳ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

取調状況についての警察官証言が、明らかに客観証拠と合致していないが、警察官が未だ職務犯罪に問われているわけではない場合には、再審請求事由にはならない。

㉒ 菊池事件

上記（1）（2）に同じ。

（4）刑訴法435条6号以外の要件に関する法改正について、御意見がありましたら記載してください。（一例として、憲法違反を再審事由に加えるなど。）

② 布川事件

実体的分野でなく、手続的分野においても再審理由として付け加えることが検討されてもよいのではないか。

デュープロセス違反（ファルサ型）を拡大すべき。

例えば435条2号の「証言の虚偽」について、法文上、確定判決により証明されることが前提とされるが、再審請求審において「偽証」が認定されれば十分ではないか。

③ 東京電力女性社員殺害事件

再審請求において捜査の違法が主張される例は少なくないと思われるので、そのことを再審事由に加える必要がある。

④ 東住吉事件

東住吉事件に限らず、再審請求において捜査の違法が主張される例は少なくないと思われるので、そのことを再審事由に加える必要がある。

⑧ 名張事件

著しく違法な捜査，（また，名張事件を超えて一般論として）量刑事実についての著しい誤判にも再審開始を認めるべきだ。

著しく違法な捜査については，名張事件では，ぶどう酒到着時刻問題について，検察官のなみなみならぬ努力の所産により関係者の供述を変遷させてきた経緯があり，これも著しく違法な捜査に入れて然るべきである。

⑨ 袴田事件

1号・2号をさらに厳密化するために違法捜査が行われたことを再審事由に加える。憲法違反を再審事由として加える。

⑩ マルヨ無線事件

憲法違反は再審事由に加えるべき。

特に死刑事件については量刑再審を認めるべき。

⑪ 大崎事件

「憲法違反（適正手続違反など）」を再審理由として取り入れるべき。

⑫ 日野町事件

有罪認定の基礎となった証拠が違法捜査に由来するものである場合，捜査過程の違法性をデュープロセス違反として再審理由に追加することが適切である。

⑭ 鶴見事件

上記（2）のとおり。

⑮ 恵庭殺人事件

憲法違反を再審事由に加える。

⑯ 大阪難波ビデオ店放火殺人事件

捜査官の職務に関する著しい不当（事実と異なる証言も含む）を再審事由とすべきで，職務犯罪までを要求すべきではない。

⑰ 菊池事件

上記（1）（2）に同じ。

⑱ 飯塚事件

憲法違反の訴訟手続がなされたことも再審事由に加えられるべきである。

問15 刑の執行停止について

(1) 再審請求における「刑の執行停止及び拘置の停止」について、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

① 足利事件

足利事件はDNA型再鑑定の結果が出た後、開始決定が出る前に、刑の執行が停止されて釈放されるという、良い意味での“異例の措置”となった。

しかし、これまでの再審事件では、再審が開始したからといって拘置が解かれなない場合がほとんどであり（袴田事件は別）、それが検察官の抗告と相まって、身柄拘束が長引くとい事態が生じているのではないか。

④ 東住吉事件

請求審で刑の執行停止決定がなされたが、抗告審で取り消されたため、再審開始決定に対する即時抗告審の決定が出されるまでの3年半もの間、身体拘束が継続した。

⑧ 名張事件

2005年の再審開始決定の段階で、袴田さんと同じように拘置を停止すべきだった。

⑨ 袴田事件

本件においては、第2次再審請求審において、再審開始決定と同時に刑の執行停止及び拘置の停止がなされたが、必ずなされるわけではない。

また、結果的に取り消されなかったが、即時抗告審において、即時抗告が認容された時点で、拘置の停止が取り消される可能性があった。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

一般論としてはある。

⑭ 鶴見事件

本件は死刑事件なので、常に死刑執行の危険性がある。

⑳ 菊池事件

第3次再審請求が棄却された直後に死刑が執行された。

㉔ 飯塚事件

本件は、事件本人が、確定審段階から一貫して否認し、死刑判決確定後も再審請求の意欲・希望を有している旨（無実であることを必ず明らかにする旨）を明記した文書を外部に発信していることによって拘置所にも明らかになっていた。また、

先に確定していた死刑判決が多数あったことからすれば、執行までにはまだ時間的な猶予があることも見込まれた。さらに、有罪の有力な根拠とされた MCT118 型鑑定の誤りが足利事件再審によって明らかにされつつあった。本件は、そのような状況下で死刑が執行されたものであり、極めて不当である。

(2) 再審請求における「執行停止及び拘置の停止」に関する法改正や考えられる制度設計について、御意見がありましたら記載してください（一例として、死刑事件の必要的な執行停止など）。

② 布川事件

死刑事件について再審申立てがなされたら、再審決定がなされる抽象的可能性があるのであるから、執行停止が自動的になされる仕組みにすべきだろう。

③ 東京電力女性社員殺害事件

再審開始決定によって確定判決の合理性に疑問が生じている以上、刑の執行停止決定に対する不服申立ては認めるべきではない。

④ 東住吉事件

再審開始決定によって確定判決の合理性に疑問が生じている以上、刑の執行停止決定に対する不服申立ては認めるべきではない。

⑤ 松橋事件

少なくとも死刑事件については再審請求がなされた段階で必要的な執行停止を認めるべきだ。そのための要件を定めてもよい。

⑧ 名張事件

少なくとも死刑事件については再審請求がなされた段階で必要的な執行停止を認めるべきだ。そのための要件を定めてもよい。

⑨ 袴田事件

死刑事件においては、請求人は、常に死刑執行の恐怖にさらされ続けることとなる。

少なくとも死刑事件については、再審請求自体に死刑の執行停止の効力を認めると共に、再審開始決定がなされた場合、特別抗告審の決定が出るまでの拘置の停止を認めるべきである。

⑫ 日野町事件

死刑事件については、再審請求に執行停止効を持たせることとする法改正が必要である。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

少なくとも死刑事案について、明確に停止すべき規定を設ける必要があると考える。

⑭ 鶴見事件

死刑事件については、再審請求中は死刑執行を法律上停止すべき。

⑮ 恵庭殺人事件

死刑事件の必要的な執行停止。

⑯ 小石川事件

少なくとも死刑事件については再審請求がなされた段階で必要的な執行停止を認めるべきだ。そのための要件を定めてもよい。

⑰ 三鷹事件

少なくとも死刑事件については再審請求がなされた段階で必要的な執行停止を認めるべきだ。そのための要件を定めてもよい。

⑱ 菊池事件

死刑の不可逆性に鑑み、死刑事件において再審請求が係属している場合の必要的執行停止を設けることが必要である。

⑲ 狭山事件

執行停止の規定を導入すべきである。

⑳ 飯塚事件

本件は、執行前に法務省が独自に行う「調査」には、誤った死刑執行を全く期待し得ないことを実証するものであり、死刑事件の必要的執行停止は是非とも必要である。

【再審請求審の決定後の問題】

問 1 6 再審請求に対する決定の告知方法について

(1) 再審請求に対する決定の告知方法に関して（事前告知の有無・方法や決定日の起算時が弁護人ではなく請求人に対する送達時であること等）、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

③ 東京電力女性社員殺害事件

具体的な不都合は生じていないが、明確なルールがないため、全てが裁判所次第となっている点は疑問である。

④ 東住吉事件

具体的な不都合は生じていないが、明確なルールがないため、全てが裁判所次第となっている点は疑問である。

⑧ 名張事件

決定について、弁護人が知る前に請求人が知って、不安に思っていることがあった。

抗告期間の起算日は、主任弁護人か請求人のいずれか遅い方から起算すべし。

決定日の事前告知、遅くとも2週間前告知を法定すべき。

告知方法は、事前告知の際の協議によるとすべき。

⑨ 袴田事件

本件においては、第1次再審時より、決定日の事前告知がなされていたが、告知してもらえるか、どの程度前に告知を行うかについては、事前に明らかにならないため、決定後の動きについて、弁護団の日程調整が困難であった。

⑪ 大崎事件

多人数の弁護団再審請求事件の場合に、決定日の事前告知が短期であると、日程調整が難しいが、事前告知の有無（最高裁は無い）・決定までの期間が裁判体毎に区々であること

⑫ 日野町事件

第1次再審請求審に対する決定日は決定の僅か1週間前に告知され、決定日当日（月曜日）及びその後の対応について著しい困難を生じた。

第2次再審請求審では、決定日は約4か月前に事実上の調整の上事前告知されており、不都合は生じなかった。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

弁護人に送達したときとすべき。

⑭ 鶴見事件

第1次再審の請求審決定の際に、本人送達と弁護人送達の日がずれていた。

書記官が「確認した方がいい」と言ってくれたので事なきを得たが、即時抗告期間を徒過しかねないところだった。

そもそも、突然決定が出されるので、即時抗告期間の短さ（3日間）もあり、対応することが困難。

⑮ 恵庭殺人事件

事前告知が一切なく、突然、棄却決定が送達された（第1次、第2次再審請求即時抗告審）。そのため、告知直後に弁護士全員がそろうことができなかった。

⑰ 豊川事件

棄却された場合の異議申立期間が短すぎる。また、言渡しの期日が一方的に指定されるため、その後の対応に困難が生じる。

⑲ 湖東事件

裁判所が一方的に決定日を決めて、弁護人の都合を聞かないのは問題である。

⑳ 狭山事件

事前に決定期日の連絡がない。

㉕ 北陵クリニック事件

再審請求審では、裁判長自ら率先して「決定の日時は事前に告知する」と述べていた。ところが、事前告知された袴田再審決定（2014年3月27日）の2日前になって、事前告知なく突如（棄却）決定をし、主要弁護士が出張中のところ、決定書を別の弁護士に手渡した。即時抗告申立書の作成に苦慮し、マスコミの対応も不十分となった。

(2) 再審における決定の告知方法に関する法改正や考えられる制度設計について、御意見がありましたら記載してください。

① 足利事件

現在はいきなり決定を送付するという方法はほぼ無くなったと聞くが、抗告のことを念頭におけば、少なくとも1か月以上前に決定日を告知することを、制度化すべきでだと思う。

② 布川事件

決定日の事前告知がなされるべき。

決定日の日程について弁護士の意見を聴取すべき。

送達は弁護士と請求人になされるべき。

抗告期間の起算日は、上記の送達の遅い方の期日から起算すべし。

③ 東京電力女性社員殺害事件

決定の告知方法について、例えば決定の2週間前までに当事者双方に決定日を告知することをルール化するなど、事前告知を義務付ける必要がある。

④ 東住吉事件

決定の告知方法について、例えば決定の2週間前までに当事者双方に決定日を告知することをルール化するなど、事前告知を義務付ける必要がある。

⑤ 松橋事件

請求人及び主任弁護人双方に送達するよう義務付けるべき。

決定日の2週間以上前の事前告知及び告知方法（決定書の特別送達ないし交付について定めるべき。

⑧ 名張事件

請求人及び主任弁護人双方に送達するよう義務づけるべし。

決定日の事前告知及び告知方法（決定書の特別送達ないし交付）は前記（1）のとおり。

⑨ 袴田事件

決定日については、弁護人の意見を聞いた上で決定すると共に、決定日の1か月程度前には、決定日を請求人と弁護人に告知するよう、規則の改正を行うべきである。

⑪ 大崎事件

十分な期間を持った事前告知にデメリットが考えられず、その様な手続を法定すること

⑫ 日野町事件

審理の終結日を事前に明確にするとともに、決定日についても事前に十分な余裕をもって調整・告知されるようにすることが必要である。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

前問と同じ。

⑭ 鶴見事件

すくなくとも2週間前には決定日を告知すべき。

抗告期間の開始時点は、請求人と弁護人の双方に送達されたときとすべき。

⑮ 恵庭殺人事件

最低限度、「決定告知の日を1か月以上前に指定する」こととすること

⑰ 豊川事件

少なくとも事前に弁護人の都合を聞く手続を定めるべきである。

⑱ 小石川事件

請求人及び主任弁護人双方に送達するよう義務付けるべし。決定日の2週間以上前の事前告知及び告知方法（決定書の特別送達ないし交付）について定めるべき。

㉑ 三鷹事件

請求人及び主任弁護人双方に送達するよう義務づけるべし。決定日の2週間以上前の事前告知及び告知方法（決定書の特別送達ないし交付について定めるべき）。

㉓ 狭山事件

公開の法廷で理由を示すべきである。

㉔ 飯塚事件

重大事件において実施されている事前告知等の現状の運用を法制度化すべきである。

㉕ 北陵クリニック事件

事前に告知受領者として届け出た弁護人への告知を義務付け、請求人と告知受領弁護人のいずれか遅い方の送達時を起算時とすべきである。

問17 再審開始決定に対する検察官による抗告について

(1) 再審開始決定に対する検察官による抗告について、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

① 足利事件

足利事件ではDNA型再鑑定のインパクトが大きく、開始決定に対する検察官抗告はなかった。

ただ、それ以外の事件を見ていると、長い年月をかけて、再審開始の高度な要件（それが適切かどうかは別として）をクリアして開始決定が出たのにもかかわらず、さらに抗告によって検察官に挽回のチャンスを与える意味は無い（再審制度は無辜の救済にのみ存在するのだから）と思う。

② 布川事件

検察官が抗告をしながら、これといった主張、立証をしないままいたずらに時間が経過するということが許されない。抗告期間は4年に亘ったが、検察官は何ら立証しなかった。

③ 東京電力女性社員殺害事件

再審開始決定に対して検察官から即時抗告に代わる異議申立が行われたものの、2 か月弱で異議申立が棄却されたことから、大きな問題は生じていない。しかし、異議申立に理由がないことが明らかであるにもかかわらず、異議申立によって再審開始決定の確定が遅れたことは問題である。

④ 東住吉事件

再審開始決定に対して検察官が即時抗告をしたことで、再審開始決定の確定までに3年半もの期間を要した。しかも、検察官は、即時抗告審において新たな主張立証を行っており、そのことも審理長期化の原因となった。

⑤ 松橋事件

再審開始決定に対する検察官の即時抗告等、不服申立てを禁止すべきである。宮田氏は高齢で認知症が進行していて、いつ亡くなってもおかしくない状態にあったところ、再審開始決定に対する検察官の不服申立てによって再審開始決定の確定が引き伸ばされ、決定後、確定まで2年4か月弱を要し、途中で宮田氏が死亡して、再審請求の手続が終了してしまうというリスクが生じていた。

⑥ ロシア人おとり捜査事件

前述した刑訴法 435 条 6 号と訴訟法上の事実に関する証拠との関係につき、検察官は地裁段階ではこれを問題視する主張をしておらず、高裁で初めてかかる主張を行った。

特に請求人の名誉回復・誤判の是正などが目的とされる再審請求においては、このように、上級審段階からの検察からの新たな主張を認めるべきでない（少なくとも、裁判所は検察の新たな主張に基づいた判断をすべきでない）のではないか。

⑧ 名張事件

再審開始決定に対する検察官の即時抗告に代わる異議申立により、異議審で開始決定が取り消された。しかも異議審の取消決定が最高裁（特別抗告審）で破棄された。さらに検察官は差戻し後の異議審では、特別抗告審での主張を全面的に変更した。

⑨ 袴田事件

第2次再審請求は、検察官の即時抗告により、再審開始決定が取り消された。

⑩ 大崎事件

再審開始決定を無力化する。大崎事件では、第1次再審請求審が2002年に再審開始を決定したが、検察官抗告によって、取り消された。

現在の第3次再審でも、2017年に地裁で再審開始決定、2018年に高裁でこれを維持する決定がなされたが、いずれも検察官が抗告し、現在も最高裁に係属中である。

しかも、理由のないことが明らかな抗告であった。

無辜の救済を単に時間稼ぎのために妨害しているとしか考えられないところ、請求人が現在 91 歳であることに鑑みれば、その害悪は明白である。

⑫ 日野町事件

第 2 次再審請求に対して 2019. 7. 11 付で再審開始決定がなされたが、これに対して検察官が即時抗告をしたため、現時点で再審開始が確定していない。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

開始決定に対する抗告は認めないようにし、検察官が争うのであれば、再審のなかで争う制度とすべき。

⑭ 鶴見事件

請求人が高齢であるため、再審開始決定に対して検察官が抗告した場合には、再審公判、再審無罪までに長い時間がかかることになる。

⑰ 豊川事件

残念ながら経験していない。

⑱ 湖東事件

再審開始決定に対して検察官が特別抗告を申し立て、特別抗告審において事実誤認の主張をくり返し、しかも書面をくり返し提出して、再審開始決定の確定を殊更に先延ばししている。

それによってえん罪犠牲者の救済が遅れ、再審請求人が犯罪者の汚名を着せられる日々が長くなり、無罪が確定しなければ社会復帰にも支障がある。

(2) 再審開始決定に対する検察官抗告に関する法改正や考えられる制度設計について、御意見がありましたら記載してください。

① 足利事件

再審開始決定に対する検察官抗告は禁止する法制度に改正すべきである。

② 布川事件

検察官による不服申立てはできないとの法改正がなされるべきである。

③ 東京電力女性社員殺害事件

再審開始決定によって確定判決の合理性に疑問が生じている以上、速やかに再審公判に移行すべきであり（有罪・無罪の判断は再審公判で行うべきである。）、再審開始決定に対する検察官抗告を禁止すべきである。

④ 東住吉事件

再審開始決定によって確定判決の合理性に疑問が生じている以上、速やかに再審公判に移行すべきであり（有罪・無罪の判断は再審公判で行うべきである。）、再審開始決定に対する検察官抗告を禁止すべきである。少なくとも、検察官が即時抗告審において新たな主張立証を行うことは禁止すべきである。

⑤ 松橋事件

検察官による不服申立ては禁止すべきである。

⑥ ロシア人おとり捜査事件

制度設計としては、そもそも、再審開始決定に対する検察からの即時抗告を認めないという制度も考え得るところである。仮に、このような制度が難しいとしても、上記（1）の通り、少なくとも上級審段階からの検察からの新たな主張は制限されるような制度が望ましい。

⑦ 大阪市強姦虚偽証言事件

無罪判決に対する検事上訴を禁じると共に、再審開始決定についての検事上訴も禁じるべきである。

軽量化の文脈と関連するが、再審開始決定については、実体判断ではないということも別途理由になる。つまり、開始決定は、「より慎重に調べなおす」という精査の決断と捉えうるものであり、精査の決断に対してまで異議を認める実益は乏しい（かつ弊害がある）と考え得る。

⑧ 名張事件

検察官による不服申立ては禁止すべきである。

⑨ 袴田事件

再審開始決定に対する検察官抗告を禁止すべきである。

⑩ マルヨ無線事件

検察官抗告は禁止されるべき。

⑪ 大崎事件

再審開始決定に対する検察官抗告を一切禁止すること

⑫ 日野町事件

検察官による抗告を認めること自体が無辜の救済手続という制度趣旨に矛盾するものであり、再審開始決定に対する検察官抗告を禁止すべきである。

再審請求手続を再審公判開始の要否を判断するための手続に純化させるべく、再

審請求手続における有罪方向の立証も禁止し、検察官が再度の有罪立証を試みるのであれば、再審公判において行わせるべきである。

⑭ 鶴見事件

検察官の抗告は廃止する。

少なくとも、廃止するまでは、通常審のように請求審決定を尊重すること、抗告審はすみやかに審理を遂げること、事後審を徹底し、検察官の無用な主張立証を許さないことが必要。

⑮ 恵庭殺人事件

検察官の不服申立権は否定されるべきである。

仮にこれを残す場合でも、検察官の特別抗告については、刑訴法 411 条の準用は否定されるべきである。

⑯ 姫路郵便局強盗事件

検察官抗告の禁止。

⑰ 豊川事件

二重の危険を防止する意味でも、再審開始に対する検察官の異議申立権を制限する必要がある。この点は一審無罪の場合の検察官の控訴権についても同様である。

⑱ 小石川事件

検察官による不服申立ては禁止すべきである。

⑲ 湖東事件

再審開始決定に対する検察官の不服申立ては禁止するべきである。とりわけ、事実誤認を理由とする検察官の抗告は禁止すべきである。

⑳ 三鷹事件

検察官による不服申立ては禁止すべきである。

㉑ 狭山事件

即時抗告を禁止する。

㉒ 飯塚事件

検察官抗告は絶対に認めるべきでない。

㉓ 北陵クリニック事件

検察官による抗告は禁止されるべきである。

問18 棄却決定に対する抗告期間について

(1) 棄却決定に対する抗告期間について、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

① 足利事件

即時抗告申立書は理由も付して3日以内（特別抗告は5日以内）というのは、明らかに短かすぎる。

② 布川事件

第2次請求審では不都合はなかったが、即時抗告期間にしても特別抗告期間にしても、抗告期間が短すぎる。改正されるべきである。

③ 東京電力女性社員殺害事件

具体的な不都合は生じていないが、棄却決定に対する抗告期間が短いことから、その対応のために予定を空けておく必要が生じる。

④ 東住吉事件

具体的な不都合は生じていないが、棄却決定に対する抗告期間が短いことから、その対応のために予定を空けておく必要が生じる。

⑤ 松橋事件

即時抗告（又はそれに代わる異議申立）期間は3日しかなく、十分な内容の不服申立ての理由を書面にすることは困難である。

⑧ 名張事件

即時抗告（又はそれに代わる異議申立）期間は3日しかなく、十分な内容の不服申立ての理由を書面にすることは困難である。

⑨ 袴田事件

記録が膨大であるため、第1次請求審の即時抗告期間の3日間で棄却決定の十分な検討を行うことは、困難であった。

第1次再審、第2次再審とも、特別抗告については、土日を含めて実質7日間あったため、申立てができたが、純粹に5日間であれば、より困難であったと考えられる。

⑩ マルヨ無線事件

準備期間が不足しがち。

⑪ 大崎事件

抗告理由までを求めるのであれば、期間が短すぎる。

⑫ 日野町事件

抗告期間が短期間に過ぎ、十分な抗告理由を構成して抗告申立てをすることが極めて困難である

⑬ 福井女子中学生殺人事件

準備に急を要する。

⑭ 鶴見事件

即時抗告期間は3日間しかなく、あまりにも短すぎる。

決定日の事前告知がないこともあり、弁護人が集まったり、抗告理由書を書いたりすることが困難。

⑮ 恵庭殺人事件

棄却決定に対し、3日間ないし5日間で抗告申立書を完成させることは容易でない。

特に、本件第1次再審請求の即時抗告審決定は、事前の予告すらなかったため、決定告知の日に弁護人全員が揃うのも容易でなかった。

⑰ 豊川事件

期間が短すぎることに尽きる。

⑲ 湖東事件

抗告期間は短くても構わないが、抗告申立書に理由を記載しなければならない現行の制度は、実質的には不服申立権を著しく制約していると言ふべきである。

⑳ 三鷹事件

即時抗告（又はそれに代わる異議申立）期間は3日しかなく、十分な内容の不服申立ての理由を書面にすることは困難である。

㉓ 狭山事件

期間が短すぎる。

㉔ 飯塚事件

抗告期間が短すぎる。

㉕ 北陵クリニック事件

事案の複雑さや重大さ、争点の専門性等に対し、理由を付して抗告するには期間

が短すぎる。

(2) 抗告期間に関する法改正や考えられる制度設計について、御意見がありましたら記載してください。

① 足利事件

上記(1)のとおり、抗告期間が明らかに短すぎる。最低でも14日(2週間)以上とすべきではないか。

② 布川事件

上記(1)の回答と併せ考えると、抗告申立てをしても、別途抗告理由書の提出が少なくとも申立時から1か月程度後においても可能との改正がなされるべきものと思料する。

③ 東京電力女性社員殺害事件

現行法では、抗告理由も含めて3日間(ないし5日間)で作成する必要があるが、抗告期間と抗告理由の提出期限を分けて規定すべきである。また、抗告期間としては、少なくとも2週間程度の期間を設けるべきである。

④ 東住吉事件

現行法では、抗告理由も含めて3日間(ないし5日間)で作成する必要があるが、抗告期間と抗告理由の提出期限を分けて規定すべきである。また、抗告期間としては、少なくとも2週間程度の期間を設けるべきである。

⑤ 松橋事件

判決の場合のように、不服申立ての趣旨のみを3日間としても、抗告理由書の提出については不服申立てから1か月程度の期間を認めるべきだ。

⑧ 名張事件

判決の場合のように、不服申立ての趣旨のみを3日間としても、抗告理由書の提出については不服申立てから1か月程度の期間を認めるべきだ。

⑨ 袴田事件

再審棄却決定については、記録が膨大なため、抗告期間については、再審棄却決定に関するものについては、通常の間より長くすべきである。

最低でも控訴期間・上告期間に準じて、2週間程度とすべきである。

⑪ 大崎事件

上記検察官抗告の禁止と併せるのであれば、抗告期間の延長(抗告申立書提出期

間を14日間として、理由の提出は数十日とするなど。)

⑫ 日野町事件

抗告期間を少なくとも14日間とした上、抗告申立に際して抗告理由の記載を要しないこととすべきである。

⑭ 鶴見事件

決定日の事前告知があるのであれば、即時抗告の申立期間は3日間でもいいが、即時抗告理由書の提出は少なくとも2か月後とすべき。期間の延長も認めるべき。

⑮ 恵庭殺人事件

現行法の制度と運用には、合理性が全くない。通常審の判決と比べても複雑微妙な問題を含むことの多い再審請求事件について、通常の場合と同じ規定を適用することに無理がある。再審事件の決定については、判決の場合と同様に、理由を記載した書面を後日（抗告申立後60日以内）に提出させるようにするべきである。

⑰ 豊川事件

最低でも1か月程度は必要である。

⑱ 小石川事件

判決の場合のように、不服申立ての趣旨のみを3日間としても、抗告理由書の提出については不服申立てから1か月程度の期間を認めるべきだ。

⑲ 湖東事件

通常訴訟と同様に、後日に抗告の理由書を提出すれば足りるようにすべきである。

㉑ 三鷹事件

判決の場合のように、不服申立ての趣旨のみを3日間としても、抗告理由書の提出については不服申立てから1か月程度の期間を認めるべきだ。

㉒ 飯塚事件

抗告期間を長くする必要もあるが、理由書提出期限を別途設ける必要もある。

(3) 抗告の申立て方法に関して（抗告申立書に理由を付して同時に出さないと不合法となる現在の法制度の問題等）、法改正や考えられる制度設計について、御意見がありましたら記載してください。

（一例として、抗告申立書提出の後に、抗告理由書を申立後原則30日以内とし、裁

判所がこれを伸張できるとするなど)

① 足利事件

例文のように、具体的な抗告理由を書いた理由書は、抗告申立書提出後の、少なくとも14日以上（例文では30日以内）などとすべきではないか。

② 布川事件

一例に賛成。

③ 東京電力女性社員殺害事件

抗告申立書に理由を付して同時に提出しないと不適法となる現在の制度は、抗告期間が短いこともあって、かなりの負担となっている。抗告理由書の提出期間としては、抗告申立の提出後、少なくとも30日程度の期間は必要と思われる。

④ 東住吉事件

抗告申立書に理由を付して同時に提出しないと不適法となる現在の制度は、抗告期間が短いこともあって、かなりの負担となっている。抗告理由書の提出期間としては、抗告申立の提出後、少なくとも30日程度の期間は必要と思われる。

⑤ 松橋事件

一例に賛成する。

⑧ 名張事件

一例に賛成する。

⑨ 袴田事件

抗告申立書提出の後に、抗告理由書を申立後原則30日以内とし、裁判所がこれを伸張できることとする。

⑩ マルヨ無線事件

理由書提出までの期間は伸ばすべき。

⑪ 大崎事件

上記(2)のとおり。

⑭ 鶴見事件

上記(2)のとおり。

⑮ 恵庭殺人事件

上記(2)のとおり。理由書の提出期限は、「60日以内」が望ましい。

⑰ 豊川事件

不服申立てをした後1か月程度の書面提出期間を定めていただきたい。

⑱ 小石川事件

一例に賛成する。

㉑ 三鷹事件

一例に賛成する。

㉓ 狭山事件

同意見である。

㉔ 飯塚事件

上記の例に賛成である。

問 19 再審公判に関する規定について

(1) 再審公判について、不都合な事態が生じたり、問題を感じたりしたことがありますか。

② 布川事件

検察官が新たな有罪主張をすることは禁じられるべきである。

再審請求審における証拠はすべて採用されるべきである。

検察官もすべて同意すべきである。

布川再審公判では、検察官面前調書を弁護人が取調べ請求をしたら検察官が不同意にした。かような対応については大いに問題と考える。

③ 東京電力女性社員殺害事件

再審開始決定確定後も、検察官が新たな鑑定を行うなどして有罪立証を試みようとしていた点は問題である（もともと、鑑定の結果は、弁護団の主張を裏付けるものであったため、結果的には大きな問題は生じていない）。

④ 東住吉事件

再審公判の手続について明確なルールがなく、今も覆審説と公判手続更新説の対立という不毛な争いが繰り広げられている。また、再審請求手続で取り調べた証拠についても、自由に同意・不同意の意見が述べられる仕組みとなっている点は問題である。

また、東住吉事件の場合、検察官から本件被災車両の搜索差押請求が行われたが、再審公判で検察官の自由な有罪立証を許していいかどうかという問題もある。

⑤ 松橋事件

ある。

⑥ ロシア人おとり捜査事件

事前の打合せ期日において検察が無罪を争わず、また、裁判所も検察が無罪を争わない以上、具体的な審理は不要であるとして、関係者の証人尋問を含め何ら実質的な審理が行われなかった。

⑦ 豊川事件

再審公判の経験がないため分からない。

(2) 再審公判について、法制化が必要な事項がありましたら記載してください。

① 足利事件

具体的な法制化が必要な事項を現段階で明確に指摘するのは難しいが、再審請求段階の制度を改正した場合には、それに対応して、再審公判も制度変更が必要となるのではないかと思う。再審開始の要件が緩和された場合、無罪判決を前提としたセレモニー的な再審公判ではなく、通常審に近い争い方となるかもしれない（ちなみに足利事件では完全なセレモニー的公判ではなく、DNA型再鑑定の信用性については検察官もかなり争ってきた。）。

② 布川事件

上記において述べた原則論は法制化される必要があると思料する。

③ 東京電力女性社員殺害事件

再審公判における検察官の主張立証に何らかの制限を設ける必要がないか検討する必要がある。

④ 東住吉事件

再審請求手続と再審公判の関係を整理する必要がある。再審請求手続を再審公判の準備手続と捉えるならば、そこで取り調べた証拠は、当然に再審公判でも取り調べるようにすべきである。

⑤ 松橋事件

再審公判の性格について、覆審説、続審説等があるが、条文の規定がないため明らかでない。①再審開始決定に拘束力があるのかどうか、あるとすればどの部分か、

②確定審の証拠，公判調書はどのようにして取り調べるのか，調べないのか，③再審請求において提出された新証拠，検察官から提出された反証はどのようにして取り調べるのか，調べないのか，④検察官の主張，証拠調べ請求はどのような範囲目的で許されるのか，⑤裁判所は証拠調べ請求の採否を決定するにあたって，どのような基準で判断すべきか，などが明らかではなく，これらについて法整備が必要である。

⑥ ロシア人おとり捜査事件

再審の目的に鑑みれば，請求人が求める場合，誤判原因を究明し請求人の名誉回復をするために必要な限度での実質的な審理は行えるような制度とすべきである。

⑧ 名張事件

名張弁護団は，再審公判を早くやりたいと思っています。

⑪ 大崎事件

再審公判の具体的手続きについて，法制化する。

⑭ 鶴見事件

再審手続での証拠，証言等の再審公判での扱いについては，法律で定めるべき。

⑱ 豊川事件

上記（1）と同じ。

⑲ 湖東事件

再審公判の手続について，法定するべきである。

(3) 再審無罪判決に対する検察官上訴について，御意見がありましたら記載してください。

① 足利事件

これまで再審無罪判決に対する控訴はなかったが，制度上，検察官が再審無罪判決を争おうと思えば控訴はできる。そうすれば，仮に再審開始に対する抗告が禁止されたとしても（現時点では制限はない。），裁判の長期化は変わらないことになってしまう。理論的な問題はさらに検討すべきではあるが，請求審における開始決定への検察官上訴禁止と同様の趣旨から，制限されるべきであると思う。

② 布川事件

検察官が上訴できるとの権限は，否定されるべきである。

③ 東京電力女性社員殺害事件

無罪判決に対する検察官上訴自体，禁止されるべきであるが，再審無罪判決の場合，なおのこと検察官上訴は禁止されるべきである。

④ 東住吉事件

無罪判決に対する検察官上訴自体，禁止されるべきであるが，再審無罪判決の場合，なおのこと検察官上訴は禁止されるべきである。

⑤ 松橋事件

通常審においても無罪判決に対する検察官上訴を禁止する法改正が行われるべきであり，再審無罪判決についても同様である。

⑦ 大阪市強姦虚偽証言事件

日本の刑事訴訟制度を大きく歪めており，無罪判決に対する検事上訴を一般的に廃止すべきである。

⑧ 名張事件

検察官上訴は禁止すべきだ。

⑩ マルヨ無線事件

再審無罪判決に対する上訴は禁じられるべき。

⑪ 大崎事件

検察官上訴の禁止。

⑭ 鶴見事件

無罪判決に対する検察官上訴自体を廃止することが望ましい。少なくとも，現在以上に，第一審無罪判決を尊重すること，控訴審はすみやかに審理を遂げること，事後審を徹底し，検察官の無用な主張立証を許さないことが必要。

⑮ 恵庭殺人事件

何が何でも廃止すべきである。

⑯ 姫路郵便局強盗事件

再審無罪判決に対する上訴禁止。

⑰ 豊川事件

上述のとおり。

⑱ 小石川事件

通常審においても無罪判決に対する検察官上訴を禁止する法改正が行われるべきであり、再審無罪判決についても同様である。

⑭ 湖東事件

二重の危険の観点から、許すべきではない。

⑮ 三鷹事件

通常審においても無罪判決に対する検察官上訴を禁止する法改正が行われるべきであり、再審無罪判決についても同様である。

⑯ 狭山事件

禁止すべきである。

⑰ 飯塚事件

検察官上訴は許されるべきではない（一度捜査機関に嫌疑を掛けられると気の遠くなる時間の応訴負担を課せられる。これでは捜査機関の一存で被疑者の「人生」を奪えるに等しく、人権侵害の極みである。なお、取調官が被疑者に上記のような見通しを伝えることで虚偽自白を誘発させることにもなる。）。

問 2 0 検証機関の設置について

再審無罪判決が確定した事件について、その誤判原因を検証する機関の法制化や考えられる制度設計について、御意見がありましたら記載してください。

① 足利事件

近年、いくつもの再審無罪判決が出され、誤判の存在することが明白になっているというのに、警察、検察、そして裁判所は、なぜこのような誤判に陥ったのか、その誤判原因をきちんと分析・公表していない。誤判を将来にわたって回避するためには、なぜ誤ったのかという原因の分析が不可欠である。このような原因の分析がない以上、これから何度でも、同じような誤判が繰り返されるおそれは大きい。ほんとうに誤判を根絶しようとするならば、これまで誤判を作ってきた責任主体ともいえる、警察、検察、裁判所とは完全に独立した誤判原因究明の第三者機関（それをどこに置くかは意見があるだろうが、私は国会が最適だと考える。）を、法制度化して設置すべきである。

② 布川事件

検証機関の設置は是非必要である。検察官も裁判所も自己の誤りを自認して対応しようとの考えに乏しい。旧大本營の対応と同じである。失敗、誤りについては必ず検証がなされるべきである。国や裁判所から独立した機関が設置されるべきであ

る。相当な調査権限を与え、関係者に協力義務を課し、書類・資料提供義務やヒヤリングに真摯に対応すべき義務を課すべきである。

③ 東京電力女性社員殺害事件

えん罪を繰り返さないためにも、誤判原因を究明した上で、必要な制度改革につなげるような仕組みが必要である。[上地法律事務所 *2]

④ 東住吉事件

えん罪を繰り返さないためにも、誤判原因を究明した上で、必要な制度改革につなげるような仕組みが必要である。

⑤ 松橋事件

政府からも裁判所からも独立した機関を設置すべきだ。例えば、イギリスのCCRCを参考にしたり、国会の衆参両院に調査会を設けたりする等の方法を検討すべき。

⑦ 大阪市強姦虚偽証言事件

必要である。その場合、調査機関は捜査機関の全証拠を見る権限を必要とする。かつ、第三者が必要である。少数の調査者が守秘義務をおって全証拠を見ることにはなんの問題もない。

⑧ 名張事件

政府からも裁判所からも独立した機関を設置すべきだ。例えば、イギリスのCCRCを参考にしたり、国会の衆参両院に調査会を設ける等の方法を検討すべき。もっとも、国家賠償の問題があるので、事件に関与した検察官を免責にしなければならない等の問題はのこされる。

⑨ 袴田事件

公費による検証機関の設置が必要である。人事権を弁護士会に置き、できるだけ中立公正な検証を可能にすべきである。

⑩ マルヨ無線事件

検証機関を設立すべき。

⑪ 大崎事件

再審公判における無罪判決を言い渡す裁判所が、本人が希望した場合には、誤判原因についても出来得る限り、判決理由中に示すようにする。

再審無罪確定後に、第三者検証機関及び検察庁自身が検証する制度を作る。

再審無罪確定後に、裁判員裁判の様な振り返りをする。

⑫ 日野町事件

英国の刑事事件再審委員会（CCRC）のように、裁判所から独立した位置付けでの誤判検証・救済機関の設置が法制化されることが必要である。

⑬ 福井女子中学生殺人事件

第三者機関を創設する必要がある。

⑭ 鶴見事件

衆参両院に、誤判原因の調査会を設置すべき。

⑮ 恵庭殺人事件

誤判がどのようにして発生したのかを客観的に明らかにすることは、将来のえん罪を防止する上で不可欠の作業である。現在、日弁連では、「誤判原因解明のための第三者委員会」の設置に向けて作業しているが、最高裁判所の反対などで容易に作業が進まない。このような提案に最高裁判所が反対すること自体考えられないことであるが、日弁連の弱腰も批判されるべきである。

この際、日弁連は、マスコミに大々的に働きかけるなどして、なんとかして制度を立ち上げられるよう全力投球すべきである。

制度設計については、作業チームが数年来議論していて、案も固まっている。

⑯ 姫路郵便局強盗事件

検証機関が必要。

⑰ 豊川事件

検証機関ができれば裁判官も慎重な審理を行うと思われるが、法制化できるのか疑問である。仮にその機関が法務省の管轄であれば、その内容に期待することは困難である。

⑱ 小石川事件

政府からも裁判所からも独立した機関を設置すべきだ。例えば、イギリスのCCRCを参考にしたり、国会の衆参両院に調査会を設けたりする等の方法を検討すべき。

⑲ 湖東事件

近年、再審が開始されて無罪となる事例が続々と現れているのに、それに対する最高裁の無為無策は目を覆わんばかりであり、この最高裁の姿勢が、新たなえん罪を生み出す一因となっていると言わざるを得ない。再審無罪が確定した事例については、検察庁及び最高裁に対し、再発防止のために検証する義務を課すべきである。

⑳ 三鷹事件

政府からも裁判所からも独立した機関を設置すべきだ。例えば、イギリスのCCRCを参考にしたり、国会の衆参両院に調査会を設けたりする等の方法を検討すべき。

②③ 狭山事件

第三者委員会を設置すべきである。

②④ 飯塚事件

特定の機関を設けてそこに検証させるべきである。

また、検証に必要な情報を可能な限り多くの者にアクセス可能にしたうえで多様な主体（研究者、マスコミ含む）による検証を可能にすべきである。

問 2 1 あるべき再審法改正に向けて

あるべき再審法改正に向けて、現行法について改正を求めたい事項や新たに法制化すべき事項がありましたら、記載してください。

① 足利事件

日弁連の改正案（平成 3 年案）に全面証拠開示を加えた再審法改正が、現在早急に求められているのではないか。

② 布川事件

検察官の上訴は禁止されるべきである。

検察官に全面的に証拠開示義務を課すべきである。

再審申立てにおける明白性の判断基準を法文化すべきである。

再審公判における検察官の新規主張、新規立証を制限すべきである。

⑤ 松橋事件

再審請求審は本来ならば迅速に行われるべき決定手続である。しかし現在の実務では、高いハードルの元、長期間の年月を要し、証人尋問、鑑定、検証も行われ、非公開でありながら、ある意味本格的に審理を行う極めて特殊な手続になっている。一方再審公判について、近時の再審開始決定の事案では、審理が長期化、本格化することはなくコンパクトなものになっている。この実務を前提にして、適正手続、人権保障に資するように法改正を行っていくのか、それとも現在の実務とは逆に、再審請求審をコンパクトにして、再審公判で本格的に審理を行うようにすべきか、という問題がある。法改正にあたっては、既存の枠にとらわれることなく、えん罪者の救済のためにどちらの法制が適切かという視点で検討すべきである。

白鳥・財田川決定に沿う再審法制にすべき。

新旧証拠の総合評価を義務づけること。

「疑わしきは被告人の利益に」原則を法定すること。

検察官に全面的証拠開示を義務付けること

⑧ 名張事件

第一に、検察官の不服申立権は認めるべきではない。

本件では、二度にわたって事実上の無罪判決が下されている。通常審・一審の無罪判決および第7次再審・請求審での再審開始決定である。いずれも3人の裁判官が被告人（請求人）の犯行と認めるには合理的疑問が残ると判断した。しかし二度の無罪判決は検察官の控訴ないし即時抗告に代わる異議申立で取り消された。被告人（再審請求人）は二重の危険に曝された著しい人権侵害の被害者である。通常審での無罪判決に対する検察官の控訴権、再審請求での再審開始決定に対する検察官の不服申立権は認めるべきではない。

第二に、白鳥・財田川決定に沿う再審法制にすべきであること。

新旧証拠の総合評価を義務づけること。

疑わしきは被告人の利益に」原則を法定すること。

第三に、検察官に全面的証拠開示を義務付けること。

⑨ 袴田事件

現在の再審制度は、「無辜の救済」という部分のみが強調されているが、憲法31条の趣旨に鑑みれば、より広く法適用の誤り、違法捜査や不公正な審理手続からの救済と言った、「手続的正義に反する有罪判決」からの救済も、再審の目的とされるべきである。

また、現状の再審制度においては、再審請求審に重心がかかりすぎている。請求審は、本来、再審要件の存否の確認を行うための予備的な手続であり、できる限り簡易・迅速な審理の場であるべきである。請求審を職権主義的手続とし、決定手続としている現行法には、本来、このような趣旨が含まれているというべきであるが、現在の運用は正反対と言って良い。再審要件の存在が一応確認できる場合には再審公判に移行し、そこで改めて判断をし直すという法改正が望まれる。

そのためには、請求審における検察官関与の原則的禁止ないし限定が不可欠である。既に確定判決の段階で検察官の攻撃は尽くされていると考えられるので、確定判決の維持を超える検察官の立証活動は許されるべきではない。これは再審公判段階に入っても同様である。

⑩ マルヨ無線事件

再審請求審と再審公判の役割を明確にした規定の整備
証拠開示。
検察官抗告の禁止。

⑪ 大崎事件

検察官抗告の禁止が急務。
再審請求の審理や証拠開示制度の明文化など、今まで述べたとおり。

⑭ 鶴見事件

全面的な証拠開示が認められるべき。少なくとも、公判前整理手続と同等の証拠

開示手続が必要。

進行協議について、明文規定が必要。

請求人の事実取調べ請求権、鑑定請求権を保障すべき。

検察官の抗告を廃止する。

その他、問 20 までに記載してきたとおり。

⑮ 恵庭殺人事件

再審請求事件に関する最小限度の手続法を整備すべきである。事件受理後、裁判所が、いつまでも事実上放置しておくような実務を是正するため、受理後 2 か月以内に第一回三者協議の開催を義務づけ、その後も一定期間を定めて協議を続行し、審理計画は、三者協議の場において、双方の意見を聴取して定める。請求人の口頭意見陳述は、請求があれば必ず実施する等。

検察官に全面的証拠開示義務を規定する。

検察官の不服申立権を否定する。

⑰ 豊川事件

すでに記載してきたとおり。

⑱ 小石川事件

再審請求審は本来ならば迅速に行われるべき決定手続である。しかし現在の実務では、高いハードルのもと、長期間の年月を要し、証人尋問、鑑定、検証も行われ、非公開でありながら、ある意味本格的に審理を行う極めて特殊な手続になっている。

一方再審公判について、近時の再審開始決定の事案では、審理が長期化、本格化することはなくコンパクトなものになっている。

この実務を前提にして、適正手続、人権保障に資するように法改正を行っていくのか、それとも現在の実務とは逆に、再審請求審をコンパクトにして、再審公判で本格的に審理を行うようにすべきか、という問題がある。

法改正にあたっては、既存の枠にとらわれることなく、えん罪被害者の救済のためにどちらの法制が適切かという視点で検討すべきである。

白鳥・財田川決定に沿う再審法制にすべき。

新旧証拠の総合評価を義務づけること。

「疑わしきは被告人の利益に」原則を法定すること。

検察官に全面的証拠開示を義務付けること。

⑲ 湖東事件

証拠開示制度の確立が必要である。とくに、再審請求申立前の証拠開示請求権の保障が重要である。なぜなら、新規性・明白性の要件を充足する証拠は、多くの場合、検察官の手元に眠っているからである。

㉑ 三鷹事件

再審請求審は本来ならば迅速に行われるべき決定手続である。しかし現在の実務では、高いハードルのもと、長期間の年月を要し、証人尋問、鑑定、検証も行われ、非公開でありながら、ある意味本格的に審理を行う極めて特殊な手続になっている。一方再審公判について、近時の再審開始決定の事案では、審理が長期化、本格化することはなくコンパクトなものになっている。この実務を前提にして、適正手続、人権保障に資するように法改正を行っていくのか、それとも現在の実務とは逆に、再審請求審をコンパクトにして、再審公判で本格的に審理を行うようにすべきか、という問題がある。法改正にあたっては、既存の枠にとらわれることなく、えん罪被害者の救済のためにどちらの法制が適切かという視点で検討すべきである。

白鳥・財田川決定に沿う再審法制にすべき。

新旧証拠の総合評価を義務づけること。

「疑わしきは被告人の利益に」原則を法定すること。

検察官に全面的証拠開示を義務付けること。

②④ 飯塚事件

- ①死刑執行停止制度
- ②証拠開示規定
- ③検察官上訴の禁止
- ④憲法再審
- ⑤公益的再審請求人制度
- ⑥公開

※特に①～③は必須である。

問 2 2 その他（自由記載欄）

あるべき再審法改正に向けて、その他の御意見がありましたら自由に記載してください。

② 布川事件

- ① 請求審での裁判所の対応が裁判所によりまちまちなので、統一的対応がなされる改正が必要であろう。具体的な規定が乏しいので、裁判所により扱いが異なってしまう。例えば、まずは進行協議開催を当然のこととして手続を整えるなどは重要。
- ② 再審公判においては、裁判所は再審開始決定を経た以上、請求人の主張、立証に（具体的には開始決定の理由中の判断になろうと思われるが）拘束され、検察官は新たな主張、立証が制限されるとの改正が考えられるべきである。
- ③ 上記のほか、再審公判においては、確定審の整理された証拠リストの作成を裁判所に課してはいかかがか。

⑧ 名張事件

確定記録について、再審請求がなされた場合には請求人の申請を待たずに自動的に裁判所に取り寄せられるようにして、裁判所の判断資料とされるようにすべきである。

再審請求をした裁判所ごとに手続の内容が異なっているのが現実で、当たりはずれがあり不公平である。

裁判官の自由心証が強すぎる。証拠構造を組み替えてでも有罪を維持できるように不利益変更を行い、結果として再審請求を認めないことがある。

以上のような内容を是正できる再審法制にすべきである。

⑪ 大崎事件

請求人が高齢である場合などに、迅速に再審請求審に取り組むべき努力義務など

⑮ 恵庭殺人事件

これまで述べたことは、再審請求手続が肥大化し再審公判が形骸化している現状を前提とするものである。再審法制のあるべき姿は、再審請求手続は、「確定判決の事実認定に疑いを生じさせる証拠が提出されれば直ちに再審を開始し、本格的争いは公開の再審公判で行う」というものであるはずである。再審請求手続が肥大化している現実を、このような理想の姿に移行させることは容易でないと思うが、日弁連の求める法改正の方向は、こういう方向のものであるべきであると考えられる。

⑳ 三鷹事件

再審請求審において、裁判官が、有罪判決を維持するためであれば、自由心証主義のもと、確定判決の証拠構造を組み替えて、確定判決において重要でなかった証拠を有罪認定の支えにしたり、罪となるべき事実の犯行態様についての事実認定を変更したりすることも許容するという実務の現実がある。本来ならば上記の場合、再審を開始して、再審公判において審理するような法制度にすべきである。

㉒ 飯塚事件

①国会に対する働きかけが重要であり、各党にPTを作ってもらい、議員連盟を再建する必要がある。

②えん罪被害者を中心として、弁護士、研究者が参加する組織を作ることも大切。

㉓ 北陵クリニック事件

再審請求審・再審公判をいかに構成するかは理論的にも実践的にも難しい問題が少なくない。また、どのような解決を模索するかで制度設計などにも大きな違いが出てくるが、少なくとも、現在のような再審請求審の肥大化現象は望ましくない。請求審は予備審査審としてその比重を軽くし、再審公判への速やかな移行と、そこでの攻撃防御の充実が望ましい（ただし、再審公判においても、検察官の活動には限界が存在することを踏まえておく必要がある）。